

97-J-16

黄金期

ノオト：現代資本主義の歴史（5）

東京大学大学院経済学研究科

石見 徹

1997年12月

このディスカッション・ペーパーは、内部での討論に資するための未定稿の段階にある論文草稿である。著者の承諾なしに引用・複写することは差し控えられるたい。

The Golden Age

A Note on the History of Modern Capitalism (5)

Toru Iwami
University of Tokyo

December 1997

Abstract:The "golden age" of capitalism, characterized by high growth and moderate inflation, coincided with the *Pax Americana*. We review the economic history of the postwar years, with an emphasis on the role of the U. S. in reconstructing the world economic order and helping recovery in Western Europe. Why the mixed economy emerged and how it worked in the U.S. and Europe, is another topic of this paper. In the last section, factors of high economic growth, and its subsequent termination are reconsidered.

黄金期

ノオト：現代資本主義の歴史（5）

石見 徹

1997年12月

目次

はしがき

序章

1. 本講義の目標
2. 発展段階と長期波動
3. 基本的な視点 (以上 96-J-9号)

第1章 基礎構造の変容

- 第1節 「純粹資本主義」
- 第2節 固定資本の巨大化
- 第3節 株式会社
- 第4節 労働市場

(以上 96-J-12号)

第2章 自由主義局面

- 第1節 自由放任の経済政策
- 第2節 自由主義世界の成立
- 第3節 自由主義世界の再編

(以上 96-J-19号)

第3章 構造転換局面

- 第1節 現代資本主義の起源
- 第2節 常態への復帰
- 第3節 近隣窮乏化政策
- 第4節 恐慌下の景気回復政策
- 第5節 戦時経済から戦後体制へ

(以上 97-J-10号)

第4章 「黄金期」

- 第1節 バクス・アメリカーナ
 1. アメリカの時代
 2. IMF - GATT体制
 3. 復興期の課題

第2節 G A T T体制の内実

1. 貿易の伸び
2. 西ヨーロッパの経済統合
3. ケネデイラウンド
4. 南北問題

第3節 混合経済体制

1. 新体制の定着
2. アメリカ
3. 西ヨーロッパ

第4節 高度成長

1. 高度成長の諸要因
2. 高度成長の陰り
3. ドル危機

(以上本号)

第4章 「黄金期」

第1節 パクス・アメリカーナ (Pax Americana) *1

1. 1 アメリカの時代

1. 1. 1 戦後の国際経済体制

いわゆる「近隣窮乏化」政策が強まった戦間期とは対照的に、第二次大戦後は、アメリカ主導で自由な貿易体制と自由な国際金融取引の再建が進められた。この体制はIMF・GATT体制とも呼ばれ、「自由・無差別・多角主義」を理念としていた*2。基本的な発想は、各国間の貿易、金融取引において人為的な障害を撤廃し、相互に自由平等な立場で競争を行うことから、世界貿易の拡大と国内の経済的安定が達成されるということである。

しかし本節がIMF・GATT体制に代えて、パクス・アメリカーナ (Pax Americana) という言葉を標題とするのは、こうした体制が自生的に形成されたわけではなく、そこにアメリカの強い意志が働いていたことを重視するからである。アメリカ側の動機としては、1930年代のような世界的不況の再来を回避し、国内産業に軍需に代わる市場を確保するという期待があったことは否めない*3。しかももう一つ重要な背景は東西対立であった。アメリカは対東側(ソ連)に対抗する盟主として西側世界の軍事を引き受ける、すなわち核の傘で保護すると同時に、他方ではドルの傘の中で西欧諸国や日本の復興を援助し、自由主義経済を再建する方針をとっていた。こうした側面を重視すると、第二次大戦から現在までに至る世界経済の変遷は、パクス・アメリカーナの確立とその衰退として概括することができるだろう。この概念は、元来は国際政治体制を指すものではあるが、政

*1本節および次節は、石見(1996)の前半を一部改訂したものである。

*2たとえば楊井・石崎(1973)序章。

*3Block(1977)、とりわけp.10は、アメリカが冷戦よりも西欧の国家主義的傾向に抵抗するために、開放経済体制を必要とした点を強調している。

治・軍事的覇権の背後でそれを支える経済力があつたことを勘案すると、国際経済の枠組みに適用することも許されるだろう。

ドルによる復興援助が必要とされたのは、各国の経済力や発展段階の差異を与件とすると、IMF・GATT体制の「自由・無差別」主義は、その完全な実現は難しいからである。逆にこの理念を文字通りに達成すれば、経済的に最も強力な国（この時期ではアメリカ）が競争上の利益を最大限に享受し、他方で経済的に弱い国は、もう一つの目標である国内の経済的安定を容易には達成できないからであった。戦後世界経済を再建するにあたって唱えられた理念は、その内に両立しがたい矛盾をはらんでいたのである。

実際、第二次世界大戦は、アメリカの地位上昇を決定的にした。同じ傾向は第一次大戦時にもみられたが、今回は他の諸国との格差が一段と大きくなったことに注目しなければならない。アメリカは資本主義世界の鉦工業生産に対して1938年の37%から48年には54%へ、輸出額では同じ期間に全世界の14%から24%へ上昇した。公的金融保有では1938年に全世界の56%を占めていたが、1948年には75%にもなった。さらに先進18カ国のGDP推定値に対してアメリカは、1938年の4割から1950年に5割以上を占めるようになっていた（表5-1）。ちなみに第1次大戦前後の変化をみると、アメリカの工業生産シェアは1913年の36%から20年には47%へと伸びたが、輸出シェアでは1913年の14%から29年になっても16%に留まっていた。また公的金融保有のシェアは1913年の27%に対し、28年は38%であった*4。

第二次大戦から現在にまで至る時期は、大きく分けると1970年代初頭で二つに分かれる。前期は「バクス・アメリカナ」の時期として特徴づけられるのに対し、後期は戦後、長い間つづいていたアメリカの覇権的地位が大きく動揺し、多極化の時代に入ったのである。この転機を画した象徴的な事件は固定相場制の崩壊であるが、本書の用語法では、「新自由主義局面」の開始は変動相場への移行と重なっていたのである。また資本主義諸国の成長率が下方に屈折したのも70年代初頭であった。このような区分は比較的理解しやすいだろうが、やや細かく分けると、前期はさらに1960年前後で中仕切りされる。

*4宮崎・奥村・森田（1981）、石見（1995a）、表1-3、および本稿表5-1Bによる。

国際経済機構は戦後早くから制度的に成立したとはいえ、「自由・無差別・多角主義」の理念から外れた「過渡期」が長く続いた。西欧諸国の復興過程は、基本的生産手段や食糧の輸入に不可欠な外貨（端的にはドル）不足を特徴としたので、西欧経済の復興にはまずアメリカからの援助が必要であった。このような事情から50年代末まではアメリカによるドル散布の体制が主題となる。

続く1960年代は、西欧諸国や日本が曲がりなりにも自由貿易体制に参画し、世界的に貿易や経済成長が順調に進んだ時期であった。この時期は、アメリカの経済力がしだいに後退していく過程にも重なっていたが、同時に「パクス・アメリカナ」の経済体制が本格的に展開したとみることもできる。IMF・GATT体制に種々の亀裂が生じはじめてはいたが、それは、自由貿易の実現は各国間の経済格差をかえって拡大する危険性があり、最強国の譲歩もしくは支援が必要になることに関連している。この点は後に国際通貨危機、南北問題の箇所であらためてふれることにしよう。

1. 1. 2 経済成長と安定

「覇権安定論」が主張するような因果関係がはたして成立するかどうかに関しては、以下においてさまざまな角度から検討するが、「パクス・アメリカナ」の時期は、たしかに世界経済が全体として順調な発展軌道を辿っていた。

死亡者数、固定資本の破壊、対外資産の減少などを指標にすると、ヨーロッパの戦争被害は第1次大戦と比較して今回の方が大きかったし、さらに前大戦で漁夫の利益を得た日本の場合は、二つの大戦の間に比較にならないほど終戦時の状態に格差が目立った。しかるに第2次大戦後の経済復興と成長は、ヨーロッパにしても日本にしても、実に順調に進行したのである*5。

アメリカを除く資本主義諸国が戦後の混乱を乗り越え、経済を正常な軌道に乗せたのは1950年前後とみてよいだろう。表5-2から鉱工業生産の水準を参照すると、アメリカやカナダが終戦直後の1947年にすでに戦前水準の2倍前後に達していたのは異例であった。他の工業諸国の中では格差があり、イタリア、フランス

*5 De Long and Eichengreen (1993), p. 198ff.

が戦前とほとんど変わらず、イギリスが戦前を2割近く超えていたのに対し、敗戦国である西ドイツや極東の日本は回復が大幅に遅れていた。これら二国を除くと、先進工業諸国は終戦直後にすでに十分な復興ぶりを示していたといえるかもしれないが、西ドイツの場合は1950年頃に、日本はやや遅れて50年代前半に、戦前並みの鉱工業生産を記録するようになった。

また経済の回復度を図るもう一つの尺度として、アメリカの援助から自立した年度をみると、西欧復興計画（マーシャル援助）は後述のように終了したのが1951年末であった。日本については、ガリオア・エロア援助への依存は50年代初頭までには終わっていたが、ほぼ同じ頃に朝鮮戦争の特需により大きな恩恵を受けたことは、鉱工業生産からみた回復度にほぼ対応している。

世界輸出が戦前水準に復帰したのは終戦3年後の1948年頃であり、第一次大戦後にはそれが1924年まで5年間要したのと比べてやや早かった。しかしそれ以上に戦後の世界貿易で目立つのは、1930年代のように急激な縮小を経験することはなく、順調な伸びがみられたことである。また価格は、朝鮮戦争時に一時的に上昇にしてもさほど目立ったものではなく、その後は、約20年近くにわたって安定していた。このような輸出価格の動向は、戦間期が1920年代半ばから32年まで顕著な下落をみせたのと対照的である（図4-1および図5-1）。表5-3から読みとると、1950-73年の期間にGDP（全体および一人当たり）、輸出の成長率は、資本主義の歴史の中で最も高くなった。そして1970年代半ば以降のいわゆる「スタグフレーション」の時期にくらべて、インフレ率や失業率は目立って低かったことも合わせて、この時期は資本主義の「黄金期」といわれるにふさわしい成果を示した。資本主義史上かつてなかった繁栄が訪れたのである。

「黄金期」を何よりも強く実感させたのは大衆消費社会の到来であり、それはアメリカ的生活様式の普及とほとんど同義であった。自動車、電話、家電製品など耐久消費財の普及やプラスチック、合成繊維を素材にした日用品の登場によって、消費生活が目に見えて豊かになったという実感は、日本に限らず、西ヨーロッパにも妥当したが、人々がそれを認識するようになったのは1960年代のことで

あった*6。伝統的に左翼や反米思想の強い西欧や日本においても、アメリカの物質生活は輝いて見えた時代であった。「イデオロギーの終焉」が語られたのも、その1つの帰結であった。

発展途上国は、国民経済統計が十分に整備されていないので、同じような比較は難しいが、一人当たりGDPや輸出動向から推測する限り、先進諸国に立ち遅れたとはいえ繁栄に参画したことは疑いなかった。しだいに顕著になったこの地域の人口増加も、曲がりなりにも生活水準が向上したことを意味するだろう。

1. 2 IMF・GATT体制

1. 2. 1 IMF (国際通貨基金 International Monetary Fund)

1944年7月に調印され、翌45年12月に発効したブレトンウッズ協定によって、IMFと同時に国際復興開発銀行 (IBRD)、通称世界銀行も設立された。IMFは、30年代の世界経済が各国の平価切り下げ競争によって分断され、崩壊したとの反省に立ち、為替の自由と安定化を図ることを主要な課題とした。この時の協定を基礎にした国際通貨システムをブレトンウッズ体制と呼んで、変動相場制期と区別することがある*7。世界銀行は戦後復興に必要な長期性の資金を融資する機関として構想されたが、実際の供与額には限度があり、むしろこの目的に大きく貢献したのは、アメリカの公的援助であった。ようやく1960年代以降にこの金融機関は、対開発途上国の金融により大きな役割を演じることになったのである。

ブレトンウッズ体制の第1の特徴である為替取引の自由は、貿易や投資が円滑に行われるための前提条件であるが、IMF協定第8条は、商品・サービスなどの経常取引に対して為替管理を禁止した (通貨の自由な交換性)。IMF協定の第

*6Landes (1969)、Van der Wee (1986)、Pollard (1990)、日本に関しては、たとえば吉川 (1997)。

*7以下、ブレトンウッズ体制の特質に関してより詳しくは、石見 (1995a) 第1章を参照せよ。

14条は、戦後の過渡期について経常取引に制限を課すことを認めていたので、当初から目標とされた通貨の自由交換性は、第14条の適用国から第8条の適用国に移行することを意味した。

両大戦間期には、為替相場の切り上げ・切り下げを見越した思惑的な資本取引が活発になって、結局、固定相場制は維持できなかったという教訓から、戦後は、国際資本移動を規制した上で、固定相場制を維持しようということになった。したがって、為替取引の自由化という原則は資本取引には適用されなかったのである。この点に変化が訪れたのは、変動相場制に移行した後であった。

第2の特徴である為替の安定化に関しては、各国は金もしくはドルを基準として固定平価を設定することになっていたが、事実上は、金によって価値表示（金1オンス＝35ドル）されたドルが基準となった。そして各国は、こうして決められた平価（固定相場の公的基準）の上下1%以内に為替相場を維持することが義務づけられた。他方でアメリカは、1934年の金準備法によって各国の通貨当局が保有するドルを、上記の公定価格で金に交換することを保証した。各国がドルに対して自国通貨の交換性を容認すると、その通貨はドルを通じて間接的に金とつながる関係になったのである。この点からブレトンウッズ体制を「金ドル本位制」と呼ぶこともある。

このように、IMFは形式的には金本位制に類似した固定相場制を基礎にしていたが、相場の固定化を各国間の協定と当該国の政策的な努力によって人為的に達成する点が金本位制と異なっていた。その手段は、まず第1に外国為替市場への介入であるが、それでも実現されない場合には、第2にマクロ的調整政策が登場しなければならない。そして第3に、ブレトンウッズ体制が「調整可能な」固定相場制（adjustable peg）と呼ばれるように、最終的には平価変更の可能性も残されてはいたが、その条件となる「基礎的不均衡」の定義がアイマイであり、後に問題を残した。

しかし為替の自由と固定化は、各国の経済が復興期の混乱を脱し、安定した状態ではじめて実現可能なものである。為替取引を自由に行うためには十分な外貨が必要になり、為替相場を固定化するには国際収支の安定が必要条件になるからである。しかもIMF体制は、国際収支の均衡とならんで国内均衡（完全雇用）を達成することが政策上の重要な課題となった時期に登場したので、国内均衡に

重大な制約を課すことなく、いかにして国際均衡を達成するかが問題になった。

IMFの設立交渉においても、以上二つの課題をいかに達成するかをめぐって英米間に意見の相違があった*8。イギリス側のケインズ案は、国際収支が各国の国内政策に及ぼす制約をできる限り小さくすることを最大の眼目にしていて、具体的には、国際的に「清算同盟」と呼ばれる一種の銀行を設立し、バンコール（Bancor）と名付けられる通貨を発行する。そしてその融資によって、国際収支難に陥った諸国に景気引締め策を一定期間は猶予することが期待されていた。逆にアメリカのホワイト案は、新通貨の発行が国際的にインフレ圧力を生むことを懸念し、国際収支難に対しては、まず加盟国の責任において引締め政策で対処することを前提にしていた。

現実に成立したIMFは英米両案の妥協の産物であったといわれる。つまり、ケインズ案のような大規模な「信用創造」機能は排除された代わりに、各加盟国は基金に対する出資額（この内25%は金で、残りは自国通貨で払い込む）に応じて融資を受けることになった。出資額の最初の25%に相当する部分はほとんど制限がなく、その後、25%ごとに審査が厳しくなり、最大限125%まで借入れが可能となった。結果的には、元来のアメリカ案よりもかなり寛大な資金供与の便宜を認めたのである。

このような側面を重視すると、IMFは米英間の妥協の上に成り立っていたことになるが、その内実は、やはりアメリカ中心の体制というのが妥当だろう。

その第1の理由は、基軸通貨が米ドルになったことである。もともとドルは事実上、準備通貨（基軸通貨）になっただけで、IMF協定の中では特定の通貨に言及しないという原則があったので、各国は形式的にはどの通貨を準備として保有するかの自由裁量権をもっていた。しかし戦後におけるアメリカの圧倒的な経済力を背景にして、他の諸国はドルを準備通貨とする以外に選択の余地はなかったのが実状であった。さらにドルの金交換性という特徴は、IMF協定の中で義務づけられたわけではなく、アメリカの国内法が根拠になっていた。その意味で

*8大西洋憲章以来、ブレトンウッズ協定に至るまでの英米間の駆け引きについては、紀平(1996)をはじめ多くの文献でふれられているが、依然としてGardner(1969)が最も詳しく、精彩を放っている。

金ドル本位制という性格は、IMF協定それ自体から区別することができるだろう。

第2の理由は、IMFの議決には出資額に応じて投票権を与えたことに由来する。設立資金88億ドルの中でアメリカの出資額は27.5億であったのに対し、イギリス13億、ソ連12億、中国5.5億、フランス4.5億、インド4億ドル、カナダ3億ドルという順序になっていた*9。設立当初においてアメリカの出資額は全体の約3分の1であり、これだけでも大きな比重を占めるが、IMFが実際に活動を開始するまでの間に、当初予定されていたソ連が参加を断念したので、アメリカの比率はさらに大きくなった。一国でIMFの運営を決定するだけの力を備えていたといってもよいだろう。

第3には、世界的な「ドル不足」の解消は、後述するように、IMFや世界銀行の枠外で、主としてアメリカの公的収支の赤字によって実現されたことも重要な点である。IMF協定で唱えられた「為替自由化」という理念の実現には、アメリカの資金力が大きな役割を演じたのである。

1. 2. 2 GATT (関税と貿易に関する一般協定 General Agreement on Tariff and Trade)

国際通貨問題を扱うIMFが英米間の妥協によりながら機構としては整備されていたのに対し、貿易の自由化を目指すガットは、複雑な経緯から生まれ、制度的にも問題を残して発足した。またそれは発足後の運用が厳しい現実に直面することを予想させた。

1948年3月のハヴァナ憲章では、「自由・無差別」の世界貿易体制を実現する機構としてITO(国際貿易機構 International Trade Organization)の創設が提唱され、そこでは関税の他に、雇用問題、経済復興など広汎な政策目標が討議されることになっていた。国際通貨・金融に関してはIMF、世界銀行が設立されていたので、それに匹敵する国際機関としてITOが構想されたのである。現行のガットは、このITO設立の前段階として、1947年10月に締結された関税と貿易

*9紀平(1996)表1による。

に関する協定にすぎなかった。しかしハヴァナ憲章は、理想主義の観点から国際機関や各国の行政府に過大な権限を与えることになっていたため、この点が危慮されてアメリカ議会をはじめ多くの諸国で批准されなかった。そこでI T O構想は実現しなくなり、やむをえずガットが事実上の国際経済機構の役割も代行することになったのである。しかしハヴァナ会議に至るまで、通商問題に関する国際交渉を主導したのは他ならぬアメリカであり、そこには1930年代後半の互惠主義の理念が強く投影されていた。その意味ではガットも、アメリカの強力な支援によって誕生したとって間違いはないだろう*10。

ガットは、自由貿易を達成するために関税軽減と数量制限（輸入割当制、輸入許可制、為替管理など）の撤廃を最大の目標にしていた。数量制限は原則禁止とされたのに対し、関税は合法的措置として認めているので、関税主義ともいわれる。このような目標を達成する手順としては、「互惠原則」に基き通商協定を結ぶことが想定されていた。「多角主義」とはいつても、当初は交渉を二国間で行い、ガットは交渉の場を提供するにすぎなかったが、二国間交渉でえられた成果は、他の第三国にも無差別に適用すること、すなわち「最恵国待遇」が大原則であった。ガットの「無差別・多角主義」はこの点に強く現れていたのである。

「互惠原則」とは、アメリカの1934年互惠通商協定法に起源を有するが、通商交渉において一方的な優遇や譲歩を排除し、他国からの相応の見返りを要求する立場である。この相互主義の立場にたつと、関税の引下げは双方で行われ、おたがいの利益になることが期待された。また他方の「最恵国条項」は、ガット規定の第一条に唱えられる程に重視されていた。通商協定にこの条項が含まれると、新たに導入された関税引下げは、両国と通商協定を締結しているすべての国に無差別に適用され、多角的に波及していくことになる。かくして新しい関税率は、締結国が実施している最低の水準にまで押し下げられる効果をもつ。

このように、ガットは「無差別・多角主義」の原則を満たす条件を備えてはいたが、他方ではその原則に抵触するいくつかの例外条項も認めていた。

例外条項の第1は、①国際収支に著しい困難が生じた場合、あるいは②国内的に農業保護政策に障害が生じる場合には、数量制限が免責されたことである。そ

*10楊井・石崎編(1973)、p.3以下、より詳しくはDam(1970)、p.10以下を参照。

の後、後述するように1960年代には、発展途上国に関する特惠措置も追加された。①については、終戦直後、アメリカ以外の国が外貨不足に悩み、全面的な自由貿易を達成できない事情を配慮したものである。②はその代わりに、アメリカの立場を取り入れたものであった。アメリカは文字通り世界最大の工業国であったが、同時に伝統的に「世界の農場」でもあり、30年代に定着した農業保護政策を戦後も継続していく必要から、この免責条項を要求したのである。その結果、農産物が自由貿易の原則から排除されたことは、特定農産物への輸出依存度が大きい発展途上国には重大な意味をもっていた。

例外規定の第2は、既存の特惠制度はそのまま認め、しかも関税同盟や自由貿易地域を最惠国条項の適用から外したことである。これはいうまでもなく無差別原則からの逸脱であったが、この譲歩は、イギリスが1932年のオタワ協定による帝国特惠制度の継続を望んでいたからであった。国際通貨問題ばかりではなく、戦後の通商体制の再建に際しても、イギリスの意向を無視できなかったのである。関税同盟については、その本来の趣旨は、発展途上国が相互の利益を図るために新設する特惠条項を許容することにあつた。ガットが発足した頃に存在した関税同盟はベネルクス諸国(1944年9月に三国の亡命政権がロンドンで調印、48年1月より施行)などごく限られた規模のもので、世界貿易の大勢に影響するほどのものではなかった。しかし、後に欧州経済共同体(E E C : European Economic Community)が成立すると、この例外規定はかなりの問題を残すことになった。

第3に通商交渉に「主要供給国方式」が適用されたので、運用面において無差別の原則は崩れていた。これは、1930年代の互惠通商協定から継承された慣行であり、1960年代の「ケネディラウンド」が開始されるまで続いていた。その結果、すべての国が平等な立場で関税交渉に入れるわけではなく、貿易量の大きな国が結果として交渉に有利な地位を占めることになり、自由化の歩みもそれだけ遅れることになった。

以上のように、ガットには1930年代後半以来のアメリカの通商政策が様々な形で影響していた。自由無差別の理念が掲げられてはいても、さまざまな例外条項がアメリカ、そして一部はイギリスなどの大国の利害をそのまま体現する形で織りこまれていた。ガットは、大国と小国との利害調整機関として、成立当初からかなりの問題点をのこしていたのである。

1. 3 復興期の課題

アメリカでは1946年11月に戦時物価統制を解除したが、この国に限らず先進諸国の多くで大戦期の通貨増発と戦後に現れた繰延需要は、需要に対して供給不足を招きインフレ圧力を顕在化させた。この点では前回の大战と共通していたが、その上にフランスやイタリアのように労働者の攻勢が追加されると、なお一層インフレが加速した。ヨーロッパ諸国では上記の二国に対して西ドイツやイギリスのインフレ率は相対的に低かったが、日本は逆に極端に激しいインフレを経験した(表5-4)*11。日本は第一次大戦期に大きな経済的恩恵を受けたのに対し、今回は戦争の被害が甚大であったので、インフレにもその影響が現れたのである。各国経済を復興軌道に乗せるためにまず解決すべき課題はインフレの克服であった。第一次大戦後のように早期に国際経済取引を復活させ、固定平価(金本位制)を物価安定の手段とする方法もあるが、今回はドイツ、日本の通貨改革のように、閉鎖体制の下で物価安定を優先させ、為替自由化を大幅に先送りしたことが特徴であった。

IMF・ガットの理念が定着するまでに長い過渡期が必要とされたことは既にふれた。1958年に西欧諸国が、そして日本が1964年にそれぞれ通貨の交換性を回復したので、為替の「自由」化が先進諸国の間でともあれ実現したのは、およそ1960年前後とみてよいだろう。他方でガットについてみると、先進諸国の間ですら、厳密な意味で「自由・無差別」の理念を実現したことはほとんどなかったといってもよいだろう。1958年に発足したEECは、ガットの中で容認されていた関税同盟に属するが否かで大きな問題になり、その後、西ヨーロッパの経済統合が発展するにつれて種々の軋轢を生むことになったからである。

ガットの問題点についてはあらためて取り上げることにして、ここでは復興期の国際金融状況について簡単にふり返っておこう。

*11石見(1995b)表3. 1によると、第1次大戦前後のインフレは、ドイツが「天文学的」であった他に、イギリスも第2次大戦よりも激しかった。イタリア、フランスも高いインフレ率ではあったが、この時期に比べると、はるかに穏かであった。

1. 3. 1 ドル供給

西欧諸国や日本が戦後の経済復興に必要とした資本財、原料、食料などは北米地域からの供給に依存していたので、その決済にドルが不可欠であった。こうした「ドル不足」の解消はアメリカの公的収支を通じて行われ、その最も有名な例は1948年4月から1951年末まで続けられたヨーロッパ復興計画に基く援助（通称マーシャル援助）である。たしかにこれ以前においても、一方で1945年の米英金融協定、他方で国連救済復興局（UNRRA: United Nations Relief and Rehabilitation Administration）や世界銀行などの国際機関を通じた援助が行われていた。しかし世界銀行の融資は復興需要に対して十分ではなく、またUNRRAによる援助資金はその大半が東欧諸国に流れたので、アメリカにとっては不満が残った。

米英金融協定は、戦時中アメリカが武器貸与法（Lend Lease Act）に基づいて供与していた約200億ドルの返済を免除し、さらに27.5億ドルの新規融資を認める内容であった。アメリカは第一次大戦後の戦債処理が賠償問題を紛糾させ、結果的にヨーロッパの安定を阻害したことを反省した上で、このように寛大な金融支援を行ったのである。ただしアメリカはこの金融協定の見返りに、1年以内にポンドの交換性回復を要求し、イギリスを自由な国際経済関係の基礎に据えることを目標とした。しかしこれはイギリスにとって容易なことではなかった。戦間期における対外短期債務の最大値は1937年に記録した8億ポンド（39.5億ドル*12）であったが、終戦時には37—30億ポンド（149-121億ドル）の債務を抱え、その約40%はインドに対する債務であった。こうしたポンド建の債務は、第一次大戦時と同じように、その大半が軍事支出によって形成されたものであった。イギリスは、二度にわたる大規模な戦争に参加して、その度に対外債務を増加させ、国際金融上の地位を低下させたのである。

イギリスは米英金融協定の精神に沿って1947年7月に、ポンドの交換性を回復した。しかしポンドを外貨に交換する要求が殺到し、たちまち外貨準備が減少した

*12各時点の為替相場は、Svennilson(1954)、p.318による。

ので、やむなく再度、交換性停止に踏み切った。この事件は、直接的には大戦中の債務形成（ポンド残高）が過大であったことに原因があるといってもよいが、ポンド残高が大量に外貨（ドル）に交換されたことは、終戦直後に多くの諸国が必要とした通貨はポンドではなく、ドルであったことを意味している。復興需要がドル決済に結びついていたことはすでにふれたが、それ以外にも一般に通貨の信認や流通力は発行国の経済状態に大きく依存する。アメリカとその他の諸国の間でそれだけ経済力の格差が大きかったのである。

マーシャル援助は、当初ソ連や東欧諸国も対象にしていたが、1945-47年にかけて相次いで社会主義化した東欧諸国にソ連の影響が強まるにつれて、西ヨーロッパへの社会主義の浸透を抑えるという政治的な動機が強くなってきた*13。連合国の占領政策には、ドイツの工業力を大幅に（戦前水準の半分に）削減する計画すらあった*14が、この路線が転換されたことにも同じ配慮が働いていた。これに関連して重要な点は、西欧諸国内部においても左翼陣営の得票率が高く、政権を左右する力を備えていたことである。イギリスでは労働党が政権をとり、フランスやイタリアでは左翼が連立政権に参加していた。西ドイツでは、政権にまで手が届かなかったとはいえ社民党の躍進が顕著であった。こうした政治情勢の中で社会主義化を阻止するためには、国内経済の安定が不可欠だったのである。

1948年から51年にいたる期間のマーシャル援助は総額132億ドルに達し、最大の受取国はイギリスの32億ドル、次いでフランス27億ドル、イタリア15億ドル、西ドイツ14億ドルの順であった*15。連合国であったフランス、イギリスに比べてドイツの受取額が小さいのは、当然のように見えるが、援助資金は形式的には対ドル地域への赤字に応じて配分することになっていた。全体として受け入れ国の国民所得に対しては、年平均2%程度であった。受入国の国民経済に対する比率ではさほど印象的な規模ではないかもしれないが、ドル圏からの物的輸入の重要性か

*13国際政治情勢については、Block(1977)、ch. 4。

*14Landes(1969)、訳、p. 589, 591。

*15具体的な資金額は、どの時期まで含めるかによって文献の間でやや異なる。

らみてマーシャル資金の意義が知られるであろう*16。もっともマーシャル援助は、「ドル不足」や投資資金の不足を解消するという直接的な影響よりも、国内の政治的対立を融和させ、市場経済の再建に環境を整備したことを評価する説もある*17。

「ドル散布」との関連で重要なのは朝鮮戦争である。日本にとって特需は対GNPで年平均約4%にもものぼったが、ヨーロッパにとっても間接的ではあれ大きな追加需要を形成した。西欧の経済復興が進むにつれて、アメリカは、1951年の相互安全保障法（Mutual Security Act: MSA）を基にした軍事援助や、途上国の経済援助に重点を移していった。1950年代は東アジアが中心になり、60年代はアフリカや中近東などに対象地域が広がった。さらに世界銀行などの国際機関に多額の出資を行い、間接的にも途上諸国の「ドル不足」を補った。1920年代に伸びた発展途上国への投資が世界恐慌期に不良債権となった後遺症で、民間の投資が伸びず、第二次大戦後は長い間、民間資本の流れは停滞気味であった。代わって公的な援助が途上国向けの資金の主流になったのである。

1. 3. 2 西欧の復興

マーシャル援助の受け入れ機関として設立されたOEEC（欧州経済協力機構）が、同時に域内貿易の数量制限を解除していったように、ヨーロッパの経済復興は、マーシャル資金だけで実現されたわけではなく、次のように段階的に進められた自助努力の結果でもあった。第1に、各国は1949年に、イギリスに続き自国通貨を対ドル相場で平均約30%切り下げた。終戦後、多くの国は輸入価格を抑えるために、平価を割高に設定しながら輸入を制限していたのである。しかしインフレ傾向の下で割高な為替相場は維持し難くなり、複数為替相場制を採ることも希ではなかった。この時の平価切下げは、単一為替相場を導入する上で前提条件を整備する意味を持っていた。いうまでもなく切下げは貿易収支を改善すること

*16ちなみに1946-50年の期間にアメリカが日本に供与した援助（ガリオア、エロア資金）は、対GNP比で年平均約6%にも達した。石見(1995a)、pp. 62-3。

*17De Long and Eichengreen (1993)。

もあるが、貿易に制限が残るこの時点では、まだその効果は十分に発揮されなかった。

第2に、1950年に設立されたヨーロッパ決済同盟（E P U : European Payments Union）は、ドルに対する為替管理を残しながら、加盟国間で通貨交換性を図り、必要に応じて信用供与の便宜を図る機構であった。それまでは二国間支払協定により最終決済は金またはドルで行うことになっていたが、「ドル不足」の状況下では、それに代わる多国間支払いの機構が必要になったのである。域内で相互に通貨が交換されるので、二国間で貿易不均衡が生じても、B I S（Bank for International Settlements）を通じて他の加盟国への支払いにその差額を振替えることができるようになった*18。これは明らかに対米差別の方式ではあったが、対外決済面から域内貿易の障害を取り除くことで共同市場の基礎を築いた。この計画を作成したトリフィン、ケインズの清算同盟案からヒントをえたといわれる。

第3に、1952年に結成されたヨーロッパ石炭鉄鋼共同体（E C S C : European Coal and Steel Community）は、独仏協調により、あるいはドイツ重工業を集团的な管理下に置くことで、西欧の政治的・経済的安定を図るというフランスの政治家、R・シューマンの構想に基づいていた。アメリカからの輸入を制限した上で、加盟国内で石炭、鉄鋼製品の共同市場を形成することにその核心があり、石炭、鉄鋼の基幹産業部門でE E Cの原型を実現するものであったといえるだろう。とりわけフランス側の鉄鋼企業はドイツ（ルール地方）の石炭、コークスを、ドイツの鉄鋼企業はフランス（ロレーヌ地方）の鉄鉱石を利用できるようになったことが重要であった。しかし重工業だけを共同市場で囲ってもその経済効果には限界があり、やがてより広汎な統合化が求められた。その後、1960年代にはエネルギー源として石炭の比重が低下していったので、E C S Cは石炭業の不況対策に従事するという皮肉な結果を生んだ。

第2節 G A T T体制の内実

*18 E P Uに関して詳しくはEichengreen(1993)。またEichengreen(1996)は、E P U、E C S Cがともにドイツを西欧域内の貿易体制につなぎとめる意義をもっていたとしている。

2. 1 貿易の伸び

「黄金期」に輸出成長率の伸びがとりわけ目立つことはすでにふれたが、同時に注目すべき特徴が現れていた。従来の世界貿易が、先進国と途上国の間で一次産品と工業製品の交換という形で展開される傾向があったのに対し、第二次大戦後には先進国間貿易が成長の軸になった。その第1の理由は、天然素材に対して化学繊維、プラスチックなど合成原料が普及したことが挙げられる。第2に、所得水準が上昇するにつれて、食糧など一次産品への需要が相対的に低下し、多様な工業製品への需要が大きくなった。そして先進諸国間ではたとえば衣料品や自動車のように、異った商標（ブランド）の同一製品や中間製品と完成品との間で行われる取引など、産業部門内貿易という新しい傾向を含んでいた。図5-2にみられるように、途上国の交易条件（輸入価格に対する輸出価格の比率）がしだいに悪化したことは、1960年代にアルゼンチンのプレビッシュ（R. Prebisch）が指摘し、その後、従属論者による「不等価交換」説の論拠になった。しかしそれは上に挙げたような需要動向の変化に原因があり、必ずしも先進諸国が途上国を「搾取」した結果とはいえない。

戦後の輸出成長率は日本、西欧が最も高く、これらに次ぐのはアメリカであり、発展途上国は最低に留まるという地域間格差が目立っていた。全体としてはEECの拡大ぶりが目立ち、その域内貿易が戦後1950、60年代に世界貿易の伸びを主導したとあってよいだろう。日本が戦前並の世界輸出シェアに復帰したのは、ようやく60年代半ばであったが、他方でアメリカは終戦直後のシェアを1980年代に至るまで低下させた（表5-1）。以上のような傾向を背景にして、EECの「要塞化」に対するアメリカの反発や発展途上国から「援助よりも貿易を」という要求が出てきたのである。

したがってガットという組織、あるいはガットにより主導された貿易自由化が戦後の経済成長にどのように貢献したかは、一概に答えられない複雑な問題を含んでいる。まずガットが実際に貿易自由化にどの程度まで貢献したかという問題がある。さらに、「自由化」が特定の地域にのみ恩恵をもたらしたのか、それともEECや日本はむしろ保護貿易によって利益を受けたのかといった、「自由化」

の評価に関わるいくつかの疑問が残るからである。

大局的にみると、E E Cは関税同盟として域外差別の体制をとり、日本も貿易自由化が実現の途についたのは、ようやく1960年代の半ば頃からであり、しかも重点産業の輸入自由化はかなり遅れた。こうした点に着目すると、アメリカが自由貿易を推進する一方で、同時に対米差別を許容したことがこれらの諸国を利したことになるだろう。しかしアメリカにしても、農業保護など自由貿易に反する措置を残していたことにも留意しなければならない。

貿易自由化にはこのように重要な側面で限界が残されていたが、1930年代のブロック化のような世界経済の分断があれば、「黄金期」の目覚ましい経済的成果はもたらさなかったこともたしかである。限界があったとはいえ、自由化が戦間期よりも進んでいたのも、「黄金期」が出現したということではできよう。もっとも、他の別の要因によって目覚ましい経済成長が実現したので、「近隣窮乏化」政策に訴える必要が少なくなったという逆の因果関係も否定できない。

実際、戦後の高度成長が輸出に主導されると速断するわけにはいかないのである。先進諸国において輸出の対GNP比率はさほど大きくはなく、1950, 60年代を通じて、1920年代の水準に近づく過程であった。1970年の時点においても、ドイツの輸出依存度は1929年の水準をわずかに超えていたが、イギリス、アメリカ、フランスや日本はまだ当時の水準に届いてはいなかった*19。輸出のもつ意義は「黄金期」よりも1920年代後半の方がむしろ大きかったというべきであろう。

2. 2 西ヨーロッパの経済統合

2. 2. 1 E E Cの成立

西ヨーロッパの戦後経済史の中で最も重要な画期の一つは、1957年3月に調印され58年1月に発効したローマ条約であった。この条約によって、ドイツ、フランス、イタリアに加えてベネルックス三国の間で、商品、サービス、労働力の自由移動を目指すE E Cと原子力共同体（E U R A T O M）が発足したからである。域内

*19石見(1995b)、表1-2。

貿易の自由化に関しては、工業製品に関する域内数量制限を63年7月に撤廃し、域内関税は12年間の移行期を経て1969年末までに撤廃することになっていたが、予定よりも早く68年7月に廃止された。同時に対外関税が同じ水準に統合されたので、この時点で関税同盟は完成したことになる*20。

経済統合がどの程度まで成長に寄与したかに関しては、議論の余地はあるが、少なくとも貿易増加が需要を伸ばし、「規模の経済」を通じて生産性を上昇させたことはたしかだろう。貿易拡大効果に関しては、それまで域外諸国との間で行われていた貿易を域内相互の取引に移転させる場合 (trade diversion effect) と、新たに域内で貿易を創出する場合 (trade creation effect) とに分けられる。どちらの効果が大きかったかに関しては、共通の理解は形成されてはいないが*21、貿易移転に影響が大きかったのは、共通農業政策であり、従来は国内で調達されていた商品を新たに隣国から輸入する場合や、産业内貿易、分業の進展は、貿易を創造する効果が大きかったであろう。いずれにしても西ドイツが全体の成長起動力となり、域内貿易を促進してきたと考えられる。

西ヨーロッパの高成長にとって一つの促進要因であった労働力の供給は、域内の移動自由化によって促進されたが、たとえば南イタリアからドイツ、北フランスへの移動は経済統合がもたらした成果であった。もっとも1960年代末からは、ポルトガル、トルコ、北アフリカ諸国など域外からの「外国人労働者」によって増大する需要がみられたので、経済統合による貢献がすべてではない。しかしサービスの自由化といっても国際金融取引については、その後も長く各国の規制が残され、資本取引の自由化が実現の途についたのは、ようやく1980年代に入ってからであった。

*20西ヨーロッパの経済統合に関して制度や経過は、田中(1982)が詳しい。E E C に対してE C (ヨーロッパ共同体)と呼ばれるようになったのは、1967年7月にE E C, E C S CおよびE U R A T O Mの管理機関がCommission of the European Community (通称 European Commission) に統一されたことが転機になった。しかし、三つの共同体はその後も存続したので、E E Cという呼称は1970年代にも広く使われていた。内田・清水編(1993)、pp. 7-9。

*21この問題に関しては、Davenport(1982)が従来の研究を紹介している。

アメリカの多国籍企業は、共通関税の障壁を乗り越えるために直接投資を拡大させ、成長する西欧市場に参画しようとした。たとえばアメリカの自動車会社はヨーロッパの中に工場を作り、域内諸国に輸出を図った。このような動きは、「アメリカの挑戦」という言葉が生まれたように、ヨーロッパの諸国には大きな脅威として受け止められた。その対策として自動車、コンピューターなどの部門で各国ごとに国益を代表する企業（ナショナルチャンピオン）の育成が図られたが、概してこの政策は成果が乏しかった。共同市場が実現したにも関わらず、国毎に同一部門の企業を育成することは「規模の利益」と反するからである。しかし同時に忘れてならないのは、アメリカ多国籍企業が技術移転を媒介し、結果的に欧米間の技術格差を縮小させる役割をはたしたことである*22。

2. 2. 2 自由主義理念との軋轢

ガットにとってE E CやE F T A (European Free Trade Assosiation) の結成は深刻な問題を提起した。E F T A (欧州自由貿易連合) は、イギリスがE E Cに対抗するために主導権をとって、1960年1月にスカンチナヴィア諸国など6カ国と結成した組織である*23。関税同盟と自由貿易地域はともに域内で関税や数量制限の撤廃を目指す点では共通している。しかし、関税同盟は加盟国が域外に対して共通の関税を設定するのに対し、自由貿易地域は各国ごとに独自の関税を認めていることに差異がある。さらにE F T Aの場合は、一部の例外を除いて農産物を適用外としたので、E E Cよりも緩やかな連合組織であった。イギリスは安い農産物をひきつづき英連邦諸国から購入することができたが、逆に他の参加諸国にとっては、それだけE F T Aの経済効果も限定されたのである。

たしかにガット協定の中で関税同盟や自由貿易協定は容認されてはいたが、参加国全体の規模が大きく、先進諸国の取り決めである点で、E E CやE F T Aは従来の想定から大きくはずれていた。とりわけE E C問題は1957, 58の両年にわた

*22 Van der Wee (1986)、pp. 212-3.

*23 結成時の参加国はイギリスの他に、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、オーストリア、スイス、ポルトガルであった。

ってガット組織の内部で討議されたが、ガット24条で容認した関税同盟との関連は棚上げにしたまま、必要に応じて、具体的な協議を行うという形で決着された。E E Cのように巨大な存在を違反と決めつけても、かえってガットの存在が脅かされることになるので、このような灰色の解決が図られたのである。

その他には、E E Cと海外連合諸国との関係が問題になった。海外連合諸国とは、主として西アフリカの旧仏植民地であり一部はベルギーやオランダの旧植民地も含まれたが、旧本国と締結されていた特惠待遇をすべてのE E C諸国に拡張しようとしたので、他の発展途上国は対E E Cの輸出に不利な扱いを受けることになったのである。このような連合政策は1964年のヤウンデ (Yaoundé) 協定に結実した。その後、イギリスがE E Cに加盟するにともない、旧英領アフリカ諸国の特殊な関係も含まれるようになり、これら従来の連合政策を統合して、1975年にロメ (Lomé) 協定が締結された。この協定は、たんなる特惠貿易 (途上参加国からの輸入は原則無関税) に留まらず、一次産品輸出への価格支持 (STABEX)、地域開発援助までにわたる広汎なものであった。その後、5年ごとに改訂され、現在に至っている。

西欧諸国は1930年代の大不況期以来、各国それぞれに農業保護政策を採っていた。しかし工業製品に関して域内自由化を目指しながら、その一方で各国毎に異なった農業保護政策を残しておくことは整合しない。ようやく1962年に発足した共通農業政策 (CAP: Common Agricultural Policy) では、域内の農産物に共通価格を設定し、それと輸入価格の差額には課徴金 (事実上の関税) をとることにした。同時に過剰農産物の輸出には補助金を支出する体制をとった。前者は、農産物の価格支持政策を容認したガットの原則に抵触するものではなく、また一次産品の輸出補助金もややアイマイな条件の下で許容していたので、これも違反とは速断できない。しかし農産物の大輸出国であるアメリカや途上国にとって、E E Cの農業保護は輸出の阻害要因であり、また域内においても農業の比重が国によって異なるに応じて、利害関係が相違するので、共通農業政策はたえず内外の係争点となって現在にまで至っている。

1960年代にE E C諸国の経済発展は目覚しく、輸出ばかりではなくGDPの成長率もアメリカを上回っていた。それがすべて経済統合の成果から説明されるわけではないが、他方でE F T Aを結成したイギリスの低迷とは対照的であった。この

現状を打開するためにイギリスは61, 67年に繰り返しE E C加盟を申請したが、その度にフランスの反対に遭い挫折した。フランスの言い分によると、イギリスは伝統的に大陸諸国よりもアメリカとの間で利害が一致することが多く、共同市場に加盟してもアメリカよりも共通政策の改訂を意図している（ドゴールの言葉によると、アメリカが仕掛けた「トロイの木馬」）からであった。しかし最終的に73年に、イギリスがデンマーク、アイルランドと共に加盟を実現すると、E E Cの国際舞台での発言力も高まった一方で、E F T Aの存在意義はほとんどなくなった。

2. 3. ケネディラウンド

ガットにおける関税交渉は、その発足以来、二国間交渉でしかも個別品目ごとに行う方式がとられ、「主要供給国方式」が適用されていた。しかしこのような漸進的な自由化には大きな限界があったので、ケネディ政権下で1962年に通商拡大法 (Trade Expansion Act) が導入された。同法は大統領に、関税一括引き下げ交渉に入り、ほとんどの品目に関して50%まで関税を引下げる権限を認めた。たしかに34年の互惠通商協定法や、それを継承した戦後の通商法においても通商権限を大統領に委譲する方針がとられてきたが、一括引下げ交渉を認めたのは今回が初めてであった。特にE E Cとの交渉に重点が置かれ、アメリカとE E Cを合わせて自由世界の80%以上のシェアに達する品目には、関税ゼロにまでする権限を大統領に与えたのである*24。

この通商拡大法を基礎にして1964年から67年の間に、ケネディの名を冠したガットの一括関税交渉が行われた。このケネディラウンドは、従来の通商交渉と比較して、異例の「成功」と評価されている。たしかにそれ以前にも「ラウンド」と名付けられた交渉が何回かもたれたが、それらは新規加盟国の審査であったり、加盟国相互の交渉がもたれた後期においても、アメリカ側の譲歩に限界があったので、見るべき成果はみられなかったのである*25。ケネディラウンドが特に有名

*24佐々木 (1997)。

*25Dam (1970)、p. 56以下、また佐伯 (1990)、佐々木 (1997)。

になったのは、それまでは多国間交渉といっても、実際には二国間・品目別交渉の積み上げであったのに対し、工業製品に関して関税の一率50%引き下げという新しい交渉方式を採用したからであった。そして交渉の対象を工業製品や農産物の関税、さらには非関税障壁にまで広げたことも従来にない特色であった。ジョンソン政権下の67年に終結した時には、交渉参加国も譲許品目数も大幅になっていた。世界貿易の70%以上のシェアを持つ課税品目が対象となり、工業製品の引き下げ幅は平均35%に達したともいわれている*26。

このラウンドに臨むアメリカ側の主要な動機は、E E Cの市場を開かせることにあり、相互に主要品目の関税を廃止した上で、域外に対しても開放的な「大西洋共同体」を形成することも提案された。しかし関税の引き下げ方式をめぐる、E E Cが主張したように関税水準の均等化（同率税）か、アメリカ側が要求したように引き下げ幅の均等化かという大きな対立点があった。E E C側の主張によると、アメリカの関税率は相対的に高かったので、関税の一律引下げは、アメリカの高関税を温存し、実質不平等になるのであった。

ケネディラウンドで農産物の自由化が討議されたことは画期的であったが、アメリカは国内農業保護を残しながら、その余剰農産物に他国の市場を開かせようとしたことに矛盾があった。アメリカは当初、E E Cの結成を支援する立場をとっていたが、とりわけその農業保護政策には頭を悩ませた。アメリカ自身がA A A以来の農業保護政策でG A T Tの例外規定（「ウェイヴァー」waiver）を適用されていたので、一方的にE E Cの政策を批判できなかつたからである。ガット協定における「ウェイヴァー」は、加盟国の3分の2以上の賛同をえると、合法的に数量制限ができるという規定を意味した。しかしこの規定を利用して農産物の数量制限を行えたのはアメリカだけであった。後に発展途上国の加盟が増えるにつれて、他の先進諸国がこの規定を使うことは事実上、不可能となり、アメリカの特権だけが残ったのである。

このようにケネディラウンドは、工業製品関税率の引き下げという点では従来にない成功を収めたが、農産物の関税引き下げには大きな限界があり、まして各国が採用する農業保護政策には手が着けられなかつた。これにはガットが当初か

*26ガットの過去の一括交渉については、石崎(1990)、第IV-3表などで一覧できる。

ら農産物を例外扱いしていたことも一因であったが、E E Cにしても、またアメリカにしても伝統的に農産物価格支持政策をとっていたので、関税引き下げはほとんど期待できなかつたのである。農業の圧力団体が政治的に強いので、自由化は両者にとって困難な「重荷」であった。非関税障壁となると、ガットの元来の守備範囲を越えていたので、交渉の場に持ち出せただけでも一定の成功というべきであろう。したがってこれら農産物や非関税障壁が、次の東京ラウンド、ウルグアイラウンドに引き継がれる争点となったのである。

2. 4 南北問題

戦後の国際政治状況は、冷戦の展開とならんで植民地の自立化が進んだことに特徴づけられる。戦争直後は、主としてアジア諸国の独立と東ヨーロッパへの社会主義圏の拡大がみられたのに対し、1960年代にはアフリカ諸国が相次いで独立したことは周知のところである。旧植民地諸国の独立は、資本主義世界全体にとって勢力圏の縮小を意味したが、後に「新植民地主義」という言葉が生まれたように、政治的な独立は必ずしも経済的な自立を意味しなかつた。しかし東西対立が顕在化してくると、西側の途上国への取り組みが、1949年にトルーマン大統領のポイントフォア計画の提唱や翌50年には英連邦外相会議が主としてアジア諸国を対象にしたコロンボ計画を発表したことで始まった。1950年代にはアメリカの対外援助が軍事的支援ないし防衛協力で結びついてきたことはふれた。しかし西側諸国にとっては、より一般的に独立した旧植民地諸国を社会主義圏の影響から遠去ける必要が大きくなり、その副産物として、1960年代に発展途上諸国が国際舞台で発言力をますことにもなった。いわゆる「南北問題」が1960年代から強く意識されたのは、このような形で「東西問題」が背景にあったからといってよいだろう。このような政治上の変化が国際経済体制のあり方に密接に関連していることはいうまでもない。

ガットの基本理念は「自由・無差別・多角主義」であったが、現実には農産物保護の是認、地域主義（既存の帝国特惠、関税同盟）への妥協といった例外条項を含んでいた。こうした例外規定が先進諸国、もしくは大国に有利に働いたことから、途上国はガット体制が先進諸国の利益に奉仕するだけであるという不信感

を持っていた。たしかに先進国と途上国の取扱いを原則として区別しない「例外条項」も形式的にはあったが、その適用条件は厳しく、他方で関税交渉は「互惠原則」なので、譲許すべき品目の少ないモノカルチャ体制の途上国に不利となることは避けがたかった。

このような背景から、ケネディラウンドとほぼ同時に国連貿易開発会議（UNCTAD：United Nations Conference on Trade and Development）が結成され、ガットの枠外で途上国の要求を反映する組織となった。具体的には、プレビッシュの指導理念を反映して、経済援助の供与のみならず、途上国の輸出を増大させるために特惠制度や市場開放を先進国に迫ったのである*27。国連が経済力に関係なく、一国一票制をとる機構であり、いわば大衆民主主義の国際版であることから、このような機関の成立が可能になるという事情があった*28。しかしこれに続いて1965年に、ガット協定の中にも画期的な「貿易と開発」の条項が追加された。その核心は、一般特惠関税という制度によって途上国に対する一方的な譲許を容認したことである。その意味で「互惠原則」から一步踏み出す改訂であった。旧来の特惠関税が特定の宗主国・植民地の関係を反映していたのに対し、途上国のすべてに原則的に適用可能であるという意味で「一般的」という形容詞が付けられたのである。

その後も途上国の発言力が増すにつれて、1974年の国連特別総会において新国際経済秩序（NIEO：New International Economic Order）の宣言が採択された。「新しい経済秩序」というのは、先進国中心の国際経済体制に代わって、南北間の格差解消を可能にする「秩序」という意味である。その内容には、資源ナショナリズムの高揚を反映して天然資源の恒久主権、多国籍企業に対する規制権限や、開発援助、一般特惠制度の拡大から、一次産品の価格安定基金や国際商品協定の締結なども織りこまれていた。

しかし結論的にいうと、UNCTADやNIEOが具体的な成果を生むまでに

*27より詳しくは、川田(1997)。

*28国際経済の諸問題を解決する上で、国連のような一国一票制と、拠出額に比例した票決権を与えるIMF、世銀のような方式との間をいかに調整するかという課題が残されている。Gardner(1969)、訳書、pp.85-6。

は至らなかった。戦後の貿易が先進国間で拡大し、それまで南北間で行われていた垂直的分業が後退したことは、途上国にとって不利に働いたからである。このような市場メカニズムの働きを政治的圧力で規制することにはおのずから限界があった。後にみるように、途上国の中で産油国だけは1970年代に価格支配力を強めたが、これも有利な需給関係が原因であった。

ガット事実上、先進諸国の利害関係を受入れているにすぎないとの不信感は、やがて途上諸国の間で、自由貿易の理念に対しても批判を呼び起こした。リカードの比較優位説は、各々の国が比較優位をもつ財の生産に特化することで、すべての国に最大利益が帰着すると主張した。途上諸国が第一次製品の生産に集中したことは比較優位の原理にかなうはずであったが、なぜ低開発状態から脱却できないのかという疑問がその根底にあった。理論的には、比較優位説が品目ごとの需要の伸びの差や規模の経済性による生産費の逡減といった動態的側面を視野に入れていないことによる。第一次製品には需給両面で動態的な劣位がともなっていたのである。

第3節 混合経済体制

3. 1 新体制の定着

第2次大戦後の資本主義を特徴付ける混合経済体制の下では、市場経済と政府・公共部門が相互に補完しあう関係にあり、必然的に政府の介入やその支出が占める比重は大きくなる。いうまでもなくその程度は国によって異なるが、共通していたのはマクロ経済の安定や福祉拡充を政策目標に据えたことであった。たしかに混合経済体制には戦争経済から継承された側面も少なくないが、戦時制度の遺産という点では多くの点で第1次大戦後にも妥当していた。しかるに第2次大戦後の方向が第1次大戦後の古典的な資本主義（「常態」）への復帰と逆になったのは、この間に世界大恐慌のような資本主義の歴史的な大事件があり、市場経済の自由な動きに対する不信が大きくなったからである。「資本主義を改革しないことの政治

的危険性はあまりにも明白であった*29。」しかしこの教訓だけで、新しい経済体制が実現したわけではない。

ケインズの『一般理論』が刊行されたのは大不況の渦中、1936年であり、それに必ずしも感化されたわけではないが、すでに1930年代から試行錯誤的に、赤字財政による公共支出政策が図られていた。しかし第3章でふれたように、赤字財政に対する反撥からこの政策を展開するには限界があった。その意味では、政府支出の膨張、民間経済の管理・統制など第二次大戦期の特殊な状況が媒介になって、財政金融手段を通じた有効需要の安定化政策（現在ではあまり使われない用語では、完全雇用政策）が定着したとあってよいだろう。もっとも混合経済体制は、1930年代の「市場の失敗」を教訓としてはいたが、市場経済の動きを大前提にしていた。この前提条件を整えるためには、戦時の統制経済を解除し、戦後の国有化路線を市場経済の再建に切り換えることが必要であった。戦後のヨーロッパでは左翼も参加する連立政権が増えていたので、財界にとっては、国有化よりもケインズ政策のほうがむしろ好ましい選択であったともいわれる*30。以上の要因が重なって、経済安定・成長が政策目標の中心を占めるようになったが、もう一つの課題は成長の成果をいかに配分するかであった。

「福祉国家」は、ケインズ主義よりもその含意は広く、ある意味では古くからある理念であったが、混合経済体制の下では、ケインズ主義と軌を一にして発展したといえるだろう。累進課税と一体になった福祉政策は有効需要創出にも適合していたからである。社会福祉の起源は、疾病、労災、老齢保険を1880年代に強制的制度としたビスマルクの社会政策にあるともいわれる。社会保険の中では失業保険の制度化が遅れていたが、最初にイギリスで1911年に立法化された*31。そして第1次大戦後には社会保険（失業保険、健康保険等）の制度化が西ヨーロッパのみならず中欧、南欧諸国にも一層広がったが、現在のような「福祉国家」は、

*29Hobsbaum(1994)、訳書、p.404。

*30Van der Wee(1986)、p.287。

*31Ambrosius u. Hubbard(1986)、訳書p.132以下。なお本稿、表3-1でみると、社会的経費の支出規模(対GNP比)は多くの諸国で第1次大戦後、1930年の上昇が目立つ。

戦時下のイギリスにおいて、1942年のベヴァリッジ (Beveridge) 報告でその基礎が据えられたというのが一般的な評価となっている。この報告では、全国民を対象に最低限の生活保障 (National Minimum) を国の責任として明示したので、福祉受給者からみると、それが社会権 (Social Rights) として認識されるようになった^{*32}。社会福祉関連費が大戦を経て増大した理由は、制度の枠が広げられたこと以上に、物価・名目賃金との連動や、退職年齢の引下げなど給付水準の引上げであった。さらに人口の高齢化が進むにつれて年金、医療保険の支出増につながった。アメリカの場合は戦後に西ヨーロッパのような目立った変化はなかったが、60年代になってニューディール期以来の社会福祉政策が拡充されたのである。

以上のように混合経済体制への転換は、第二次大戦 (端緒的には、大不況期のニューディール) を契機とし、言葉をかえると、資本主義の危険への対応策であったことを示している。また石油危機後のスタグフレーションは1930年代や第二次大戦に比べれば規模の小さい危機かもしれないが、ケインズ主義、福祉国家への見直しが、もう一つの危機的な状況に媒介されていたことも興味深い。

以下では、混合経済の下でいかなる政策が展開されたか、どのような成果と限界があったかをアメリカ、西欧を例にして検討することにしよう。

3. 2 アメリカ

戦後のアメリカにおいて政府の役割がどのように変化したかを、まず財政支出の動向からさぐってみると、次のような特徴がみられた。

第1に、財政規模は第二次大戦中に著しく拡大した。戦後にはたしかに縮小したが、戦前1920、30年代の水準にまでは戻らない傾向は貫かれていた。1944年には連邦政府だけでGNPの約半分にまで達し、朝鮮戦争期に再び伸びて20%に近くなり、その後は70年頃まで2割弱で安定していた。

第2に支出構成でみると、国防費が朝鮮戦争期にGNP比で約15%になり、戦後の最高水準に達した (因みに第二次大戦中は40~50%、ヴェトナム戦争期は9%台

^{*32}東大社研 (1984)。社会福祉関連費の戦前、戦後を通じる統計は十分整備されてはいないが、同書第1図は、ドイツ、イギリスの数値を掲げている。

～10%の範囲であった)。すなわち、終戦後程なくして経済の軍事化が復活し、60年代後半にヴェトナム戦争下で再び進行するという波がみられるのである。アイゼンハワー大統領が退任間際に「産軍複合体制」の膨張に警告を発したことはよく知られているが、その後もアメリカ経済の中で大きな比重を占める存在になったことはたしかである*33。

しかし第3に、国防費が一方的に伸びつづけたわけではないことに注目する必要がある。朝鮮戦争期やヴェトナム戦争期、それに80年代前半のレーガンの軍拡路線による一時的な伸びを別にすると、国防費は全体的な基調として縮小する一方で、社会福祉関連費や個人への移転的支出が拡大をつづけたのである。戦後の大きな流れとしては、政策の重点が「大砲」から「バター」へ移行したと概括できるだろう*34。

とはいえアメリカはヨーロッパ諸国に比べて相対的に「小さな政府」志向が強かった。政府の介入は市場経済の円滑な動きを阻害しない範囲内で正当化された。社会主義政党が根づかず、競争原理、自助精神が賞揚される特徴は、移民社会であることと関係するかのもしれない。

戦後のアメリカ経済は、朝鮮戦争にともなうブームを経験し、懸念されていたような大不況の再来はなかったが、この戦争が終結すると、1953-54年、57-58年、1960年と三度にわたり景気後退が訪れた。いずれも1930年代のようなマイナス成長にまでは至らず、成長率の減速(growth cycle)にとどまったが、この時注目を集めたのは、景気後退期になっても物価が下がらないことであった。この現象は、忍び寄る(creeping)インフレーションと呼ばれ寡占企業の管理価格が原因とみられていた。もう1つ注目されたのは、失業率が徐々に上昇したことである。むろん失業率は景気動向によっても左右されたが、50年代後半に4%台からしだいに増加し、58年には戦後最高の7%近くにまで達した。

上記の諸現象は、経済の硬直化現象とみなされ、「長期停滞」説が語られはじめた。一方で寡占化が進展したことは否定しがたい。製造業の付加価値生産高を指標にすると、戦後10年ほどの間にたしかに上位企業への集中が進んだ。またア

*33大内(1991)、pp.430-1。

*34マクロ経済の数値は、石崎・佐々木・鈴木・春田(1988)その他による。

アメリカの大企業は企業買収を通じた経営多角化（コングロマリット化）や多国籍化の傾向を強めた*35。他方で労使関係の変化についてみると、1947年のタフト・ハートレー法 (Taft-Hartley Act) はワグナー法 (1935年) で保障されていた労組の力を制限した。その結果、戦後頻発したストライキや賃金上昇圧力が抑えられた*36ので、西欧諸国が改良路線により、少なくとも短期的には、経済的負担を大きくしたのと対照的であった。しかし労働組合の力が長期にわたって低下していたわけではない。産業別の全国組合が賃金交渉に大きな力を行使するようになり、賃金率を長期（2～3年）に固定した上に、生産性上昇率に応じた引上げとインフレ調整規定を備えるのが通例になった。こうした制度が賃金の下方硬直性を強めたとみなされるようになった。

こうした背景の下に、ケネディ＝ジョンソン政権の需要創出と福祉拡充を合わせた政策が展開されたのである*37。

3. 2. 1 「新しい経済学」 (New Economics)

景気対策を公約にして当選したケネディは、61年の就任直後にケインズ政策の採用を前面に打ち出した。失業率とインフレ率の間にはトレードオフの関係が

*35製造業の集中度については、Caves (1980)、Table 7.6、アメリカに限らずヨーロッパや日本でも集中が進んだという指摘もある。Glyn、Hughes *et al* (1989)、p. 59。アメリカ産業全般の動向は、石崎・佐々木・鈴木・春田 (1988)、第2章を合わせて参照。

*36Van der Wee (1987)、p. 37。

*37各時期の経済状況とマクロ経済政策に関しては、Gordon (1980) が参考になる。その他、Stein (1984) は、各政権の間で財政金融の運営に差異が生じた背景を、社会・政治的側面を合わせて興味深く論じている。

あり（フィリップス曲線*38）、両者の最適な組み合わせを選択するというのが、基本的な考え方であった。主要な政策は、財政政策、とくに減税であり、その論拠になったのが、完全雇用財政余剰（赤字）の概念であった*39。現実には1961年の財政収支は赤字状態だったが、完全雇用に達すれば黒字になるはずとして、減税による景気テコ入れが正当化された。1962年末に提起され、64年から実施されたケネディ減税は史上最大の規模（対GNP比2%）にもなった。投資減税や加速度償却制の他に、個人所得税の減税が実施された。

これまでも財政面からの景気政策がなかったわけではないが、アイゼンハワー政権下では、自動調整作用（built-in-stabilizer）に重点が置かれていた。ニューデール期に社会保障制度が拡充された上に、累進所得税、法人税が引き上げられたので、このメカニズムが作動する上での前提条件は整備されていたのである。また保守派にしても、成長促進や所得分配の是正に政府が介入することを是認していたといわれる。これに対し、ケネディは裁量政策を売り物とし、またケインズ学派の新しい概念でもって理論武装した点に新しさがあつた。政策手段にしても、ニクソン、フォードの共和党政権に至るまで、減税による有効需要の創出がアメリカのマクロ経済政策の主流となったので、ケネディ政権に固有のものとはいえない。税制が有効需要の見地から重視されたのに対し、金融政策は副次的な役割にとどまった。低金利政策は、「流動性の罨」があるので投資刺激効果には限界がある上に、資本流出が懸念されたからである。「ドル防衛」との関連ではオペレーション・トウイストなどの工夫もみられたが、全般に裁量的な金融

*38この名称は、フィリップス（A. W. H. Phillips）という経済学者が1958年に *Economica* 誌に掲載された論文で、イギリスの歴史的データからインフレ率（賃金上昇率）と失業率が負の関係であることを指摘したことに由来する。これ自体はそれほど大きな「発見」とはいえないが、アメリカのケインズ経済学者が、総需要管理政策の影響を論じる際に広く依拠したことから有名になった。

39完全雇用財政余剰（BS）は次のように定義される $BS^* = tY_f - G$ （定義式）、ここで Y_f :完全雇用時の国民所得、 t :税率、 G :政府支出である。現実の財政余剰を $BS = tY - G$ とすると、 G を代入して、 $BS^* = t(Y_f - Y) + BS$ 、たとえ $BS < 0$ であっても第一項が十分大きければ、 BS^* は正となりうる。

政策への信頼は低かった。

3. 2. 2 「偉大な社会」計画 (Great Society)

ジョンソン政権下で展開されたこの計画は、1964年に制定された公民権法 (Civil Rights Act) が一つの柱であった。この法律はあらゆる領域での人種平等の実現を目的にしていたが、雇用機会の均等がとりわけ重要な意味を持った。一連の法制化では、人種のみならず性差別の克服も視野に納めていた。この措置に対して、周知のように「機会の平等」か「結果の平等か」という論争が現在にまで続いている。ジョンソンの計画でもう一つの柱は、「貧困に対する戦争 War on Poverty」という標語で福祉政策を著しく拡充したことである。全般的な社会福祉策として、高齢者向けの医療保険 (Medicare)、低所得層向けの医療保険 (Medicaid) がともに1965年に導入された。その他に「家族の崩壊」へ対処するために母子家庭への援助が拡充された。教育、職業訓練などの機会均等を保障することが貧困対策の手段と位置付けられ、教育費の増大も福祉政策の一環となった。人種差別の撤廃を福祉政策の直接目標としたわけではないが、結果的に黒人層に手厚くなった。

以上のようにケネディー＝ジョンソン政権期*40は、ケインズ主義、福祉国家がアメリカに根付いた局面といえるだろう。ともに原型はニューディール期にあり、民主党の改良志向という点で連続性がみられるといえなくもないが、より大きな背景として、戦後のアメリカ社会が大きな変化に直面していたことが挙げられるだろう。ソ連が1957年に人工衛星打ち上げ（「スプートニクの衝撃」）、61年4月に有人宇宙船飛行で先行したので、アメリカ側には科学技術の優位のみならず、経済成長の成果にも自信が揺らぎはじめていた。また1950年代末から人種問題が先鋭化したので、黒人の待遇改善がアメリカの威信を回復する上でも避けて通れない課題となった。

*401963年11月にケネディが暗殺された後、65年1月までジョンソンが政権を引き継ぎ、その後、再任期を1969年まで続けた。

3. 2. 3 所得政策 (Income Policy)

ケインズ型の「新しい」経済政策はかなりの成功を収めた。62—66年の経済成長率は4~6%を達成したのに反し、消費者物価の上昇も66年を除き1%台で推移したからである。拡張型の財政政策はインフレ要因ともなりうるが、それには所得政策で対応するという態勢をとった。「所得」政策といっても、実は所得保障を図るわけではなく物価や賃金を規制することに主眼があった。その代表例であるガイドポスト政策は、賃金、物価の上昇率を目標として定め、それが実施されない時には政府が介入することもあった。62年にケネディーはUSスチールの値上げを、また65年にはジョンソンがアルミ、銅、鉄鋼の値上げを撤回させたことがある。しかし、この政策もやがてインフレの激化となって破綻した。その原因の一つはヴェトナム戦争であり、1965年の北爆の開始が重要な転換点になった。軍事費と並んで「偉大な社会」計画による、福祉支出の増大が同時に生じた上に、他方で、徴兵による労働力不足から労賃上昇を招き、所得政策が有効性を失ったのである。元来、高成長は物価上昇の要因になるが、そこに戦争という特殊な事情が追加された結果、インフレが高進したのである。後述するように68年には「ドル危機」が発生し、ドルの金交換性に対する信認が大きく低下した。それにもないアメリカの国際的地位も動揺した。

しかし、ふり返ってみると、末期にインフレが加速したとはいえ、60年代は成長率が最高で、インフレ率も低い*41という点で、アメリカ経済にとっても「黄金期」であった。何が好調の原因であったか。一面でケインズの拡張政策、福祉関連の支出が成長を支えたといえるだろう。有効需要の不足を補完する公的支出は、変動の激しい投資を安定させる一因となったことは疑いなく、この側面は69年に発足した共和党のニクソン政権にまで引き継がれた。しかし他方でケネディー=ジョンソン期の政策は、基本的にその後も引きつがれたにもかかわらず、60年代

*41消費者物価インフレ率でみると、50年代は朝鮮戦争期1951年に7.9%にまで上昇したのに対し、60年代末は1968年4.2%、1969年5.4%、1970年5.9%程度にとどまっていた。73-79年の同インフレ率は年平均8.5%にも達したので、70年代に比べればまだ低いことに注目しよう。

未以降はアメリカ経済に種々の問題が生じてきたことは、外的環境の重要性を示唆している。

3. 3 西ヨーロッパ*42

3. 3. 1 「大きな政府」

西欧諸国はアメリカに比べると、もともと「大きな政府」への志向が強かった。この点を政府支出の対GNP比で比較すると、概して西欧>アメリカ>日本という順になる。政府支出には軍事費が含まれるので、それを除くと、軍事費の比重が大きいアメリカと日本の差が小さくなり、逆に西欧とアメリカの差が開く傾向にあった(表5-5)。「大きな政府」となる理由の一つは、一般に「福祉国家」が発展したことによる。日本の政府支出が低かったのは、軍事支出の小さいことに加え、福祉政策の立ち後れにも由来した。逆に西欧諸国はこの面では先端を走っていた。

社会保険の制度自体は戦前からあったが、戦後は国民皆保険の制度が普及した。具体的には強制加入保険制度を導入し、公的な扶助の一環として社会保険が捉えられたのである。戦後のイギリスでは、アトリー労働党政権の下で広範な福祉政策が立法化され、中でも代表的なものは、1949年に制定され、医療費を無料にした国民健康保険制度(NHS)である。西ドイツでは反独占政策と非国有化路線に「市場経済」理念が生かされていたが、ここでは社会的市場経済の「社会」性に福祉が含まれることに広い合意があった。社会保障給付の規模(対GDP比)で見ても、西ドイツは1950年代に早くも15%前後に達し、イギリス、スウェーデン、オランダ、スイスなどが10%以下の水準に止まっていたのと明瞭な差があった*43。しかも「社会」性の観点から、1951年の重工業における共同決定法のように、労働者の経営参加が容認された。これは労使が対等の権利の下に経営方針を決定

*42以下は、Postan(1967)、Aldcroft(1978)、Boltho(1982)、Van der Wee(1987)、石見(1988)、原・工藤(1996)等による。

*43Ambrosius u. Hubbard(1986)、訳書、pp.148-90。

する制度であり、労働条件の改善に寄与したことは疑いないが、賃上げ要求に一定の枠をはめる機能も合わせ持っていた*44。同じようにベルギー、オランダ、ノルウェーなどでも労使間の協約により賃上げ要求を自制する方式が制度化された。労働者側の譲歩は、企業側の高投資、あるいは政府による社会福祉政策の拡充によって報われるという信頼感と一体になっていた*45。

スウェーデンの社会民主党やイギリスの労働党政権のように、福祉国家は社会民主主義の政党により推進されたという通念には、それなりの根拠がある。しかし1950-75年の期間、西欧10ヶ国についての調査によると、社会（民主）党政権あるいは中道左派連立政権よりも、中道右派政権（保守党主導）の方が社会福祉関連支出の伸びが大きいという、やや意外な結果が出ている。その基本的な理由は福祉政策が西欧社会の中で根付いているので、保守党主導であっても福祉を増進せざるをえないこと、また、イタリア、西ドイツのように保守党といえども、キリスト教を立党精神とする場合は、当然、福祉政策に好意的になるという事情があった*46。

「大きな政府」を構成するもう一つの要素は、企業の国有化、その結果として多数の国有企業の存在である。

たとえば、戦後イギリスは1945-51年の労働党政権下で、鉄鋼、石炭、鉄道、電力、イングランド銀行等を相次いで国有化したが、経済計画には消極的であった点で、フランスとは対照的であった。1951-64年には労働党に代わって保守党が政

*44左派の論者からみると、労働条件の改善効果についても消極的な評価である。

Armstrong *et al.* (1984)、p.201。

*45Eichengreen(1996)、pp.45 - 53。

*46ドイツの政権政党であるCDU・CSUはそれぞれ Christlich Demokratische Union, Christlich-Soziale Union と称して、キリスト教を党名に掲げている。またイタリアの政権党はキリスト教民主党(DC=Democrazia Cristiana)と称している。

権を担ったように、その後、何度か政権交替*47があり、そのたびに民営化、再国有化の間を揺れてきた。しかし1970年代末のサッチャー政権の誕生で、民営化路線が定着したといつてよいだろう。フランスも戦後のドゴール政権に社会党、共産党が参加するにともない、金融機関、自動車、エネルギー部門が国有化された。1947年に共産党が、49年に社会党がそれぞれ連立政権から離脱したので、左派による国有化路線の影響は後退したが、その後、保守党政権下の経済計画において国有銀行と国営企業が大きな役割をはたした。またイタリアでは、大不況対策の一環として1932年に設立されたIRI (Istituto per la Ricostruzione Industriale 産業復興公社) がすでに当初から120の産業会社を株式保有を通じて支配していたが、戦後は最大の従業員を抱える事業体となった。IRIを通じた産業政策が成功したので、続いて1953年にはエネルギー部門を整備するために、国有持株会社ENI (Ente Nazionale Idrocarburi 炭化水素公社) が設立された。

こうした動きには、社会主義政党や、フランスなどに伝統的な介入主義の影響があるだろう。西ドイツは、保守党政権が長かったことに加えて、社会民主党の中にも他の諸国に比べると市場経済を重視する志向が強かったので、国有企業の比重は小さいことが特徴であった。しかもVolkswagenのように有力な国有企業が民営化された(1961年)。もともとVWが1974年に経営危機に陥った時、政府は救済融資を行うしかなかった。最後の例のように、イギリスの鉄鋼業、造船業など不振産業を多く抱える国ほど国有企業が多くなるという弊害がみられた。

3. 3. 2 マクロ経済動向と政策

西欧諸国にとっても戦後は史上かつてない繁栄期であり、GDP成長率でみると、アメリカと日本の中間に位置していた。1950年代には「奇蹟」(Wirtschafts Wunde

*47 1951-64年の保守党政権では、1951-55年にチャーチル、55-57年にイーデン、57-63年にマクミラン、63-64年にはヒュームがそれぞれ首相を務めた。その後、64-70年にはウイルソン労働党政権に代わり、70-74年には再びヒース保守党政権、そして74-79年が労働党政権(74-76年はウイルソン、76-79年にはキャラハン)とめまぐるしい変化があった。

r)の復興をとげた西ドイツの成長が際立っていたが、60年代はむしろフランス、イタリアの成長率が西ドイツを上回るようになった(図5-3)。このような差がなぜ生じたかを説明するのは簡単ではないが、60年代に西ドイツは成長よりも物価安定を優先させる政策をとり、フランスやイタリアの政策は逆の方向に重点があったことも関係があるだろう。

1950年代初頭にはドイツ、イタリアなどでまだ失業者が多かったが、末葉には完全雇用に近い状態になっていた(図5-4)。もともと大陸諸国の経済は相互依存が大きかったが、EECの結成と域内貿易の自由化によって景気同調化がいつそう進んだ。なかでも西ドイツは経済規模が大きく、需要の変動が比較的少なかったもので、近隣諸国にとっては安定的な市場であった。しかし60年代の後半になると、インフレ加速、労働運動の高揚など従来の景気変動パターンからやや外れる現象化がみられた。

スウェーデンやノルウェーとならんで、ケインズ政策の影響が強かった筆頭格は、イギリスであり、その点では戦後に政権を担当した労働党、保守党の間にあまり大差はなかった。またこの国は、ケインズ政策が「福祉国家」政策と一体になって推進されたことでも代表例であった。同じくケインズ政策といっても、アメリカとの対比でいえば財政政策よりも金融政策に重点があった。「ポンド防衛」に公定歩合と資本流出入の連動が重要な役割をもっていたことも関係している。マクロ経済運営は1947年のポンド切下げ以来、「ストップ・ゴー」の繰り返しという形をとり、こうした政策の揺れが投資活動を阻害したという批判が根強くある。国際収支に対応した政策転換は、日本の「国際収支の天井」と形式的には類似していたが、所得政策によって補完される点で異なっていた。イギリス経済の状況が大陸諸国に比べて不調であったことから、しだいにフランスの経済計画に関心がよせられ、マクミラン政権下で全国産業発展審議会(NEDC: National Economic Development Council, 通称“Neddy”)が設立された。

フランス、イタリアでは政府誘導の投資計画を通じた成長促進が政策の中心を占めていた。モネ(J. Monnet)が軌道を敷いたフランスの経済計画は、限られた資金や生産要素を戦略的産業に重点的に配分する点で、日本の傾斜生産方式に類似していた。もっとも1952年から始まった第2次計画からは政府の直接的介入は次第に後退し、民間企業の活力を誘導する性格が強くなった。イタリアの国有持株会

社は政府の経済計画当局と一体になって産業復興政策を推進した。短期的な景気変動の除去よりも、長期的に成長を加速し、雇用の吸収を図ることが優先された。ケインズ主義の定義にもよるが、これら二国には「大きな政府」による経済介入の一つの特徴が出ている。国有企業の比重が大きいので、当然、その投資活動に財政支出の与える影響は大きく、フランスでは短期的な景気調整にも財政政策が効きやすかった。しかしイタリアでは、徴税、財政支出の執行が非効率なので、景気調整にはむしろ金融政策の比重が大きかったといわれる。フランスは成長促進政策でしばしば「通貨危機」に陥ったが、固定相場制への執着が少なく1949年以来、何回かフラン切下げがあった。

ここでも西ドイツはやや特異な位置を占めていた。一方での戦前のナチス統制経済と、他方で戦後の東ドイツの計画経済に対する反撥から、市場経済の効率を重視する政策、すなわち「社会的市場経済」Soziale Marktwirtschaftが国是となり、戦後長い間、ケインズ主義的な介入には消極的な姿勢が目立っていた。物価安定が政権の優先課題とされ戦間期と同じように国際収支の黒字が大きくなると、マルクの切上げにそれ程大きな抵抗はなかった。しかし1967年に戦後初のゼロ成長に直面して、K. シラー (Schiller) の下で経済安定・成長促進法を制定してからは、マクロ経済運営に積極性がみられたという評価もある。

補論 日本

先進工業国のなかで最も成長率が高かった日本において、経済政策の貢献がどの程度まで大きかったかに関して、一義的な回答はむずかしい。概して外国では「日本株式会社」論の観点から政府の役割が強調される傾向があり、日本国内でも「国家独占資本主義」論の系譜から類似の見方も強かったが、少なくとも1980年代から石油危機後の日本経済が独特の労使関係、経営方式によって成功を収めたという認識が広がるにつれて、むしろ消極的な評価が多くみられるようになった。政府支出の規模が小さいことに加えて、均衡財政を堅持したという点で、ケインズ政策の発動する余地は小さかったといえるだろう。しかし国際収支の変動に対応した金融政策がマクロ経済へ及ぼす影響は大きく、通産省の産業政策、保

護貿易などの面では政府介入も無視できない*48。後者の点では西欧に近いが、福祉政策は立ち後れ、産業重視の経済国家というのが妥当なところだろう。

第4節 高度成長

4.1 高度成長の諸要因*49

4.1.1 供給側の要因

「黄金期」を特徴づける高成長は、種々の要因が絡み合って生じたので一義的にその原因を確定することはむづかしい。需要の中で最も変動が大きい投資がなぜこの時期に大きく落ち込まなかったかと問題を立てると、資本蓄積に好条件が備わっていたという事実が浮かび上ってくる。この観点からまず供給側の要因を取り上げると、労働力の供給に弾力性があった。

<労働力>

農業から製造業への労働力移動によって、農業の過剰雇用が解消され、製造業に追加労働力が確保された。こうした移動が可能になったのは、機械化、化学肥料の普及などによって、農業生産性が上昇したからである。技術が比較的、円滑に伝播すると、成長率の差は労働力供給の条件によって決まってくる。西ヨーロッパの中では当初に農業の雇用比率が高い国ほど成長率が高くなるという傾向がみられた。逆に例外的に農業人口が低かったイギリスは、成長の低迷に悩む羽目になった。アメリカでは南部の農業に従事していた黒人労働者が北部の工業地帯

*48中村(1978)、pp.243-4、258-9。産業政策に関しては、小宮・奥野・鈴木編(1984)、第1、2章。

*49Van der Wee(1987)、ch.IV~VIは高度成長の要因を多角的に検討している。またMaddison(1991)、ch.5は各要因の貢献度を定量的に捉えようとしているが、その結果はあくまでも一つの目安にすぎない。以下はこの他、Landes(1969)、訳、p.596以下、馬場(1986)、石見(1988)などに依拠している。

や都市に移動した。日本においても、農村部から都市や工業地帯への人口移動が顕著であったのはいうまでもない。

農業以外にも次のような要因が有利に働いた。戦後初期はまだ女性の雇用が少なかったため、女性の労働参加がもう一つの労働力供給源になった。製造業の機械化（自動化）やサービス産業の発展がその技術的条件を満たしたのである。その他、戦後のベビーブーム期に生れた世代が1960年代後半に就業年齢に達し、西欧においては移民労働力の流入があった。とりわけ西ドイツでは東欧からの引き揚げや、政治亡命者が追加的要素になった*50。

<資源>

また資源供給の弾力性が生産費の上昇を抑え、資源（特にエネルギー）多消費型の成長路線が定着した。大衆消費社会を象徴する耐久消費財である（乗用）自動車は、1920年代にアメリカで普及しはじめたが、戦後まず西ヨーロッパ、続いて日本で保有台数が伸びた。関連波及需要が大きい自動車と並んで、高度成長期に伸びた家電製品も、同じくエネルギー価格の低位によって支えられた。

戦後、中東における油田開発が進められたり、1950年代末から大型タンカーの登場によって輸送コストが低下したなど供給側の条件改善が重って、石油価格が相対的に低下し、石油消費が急増した。標準的な原油であるアラビアンライトは、1960年代に1バレル当たり1.8ドルの前後で推移し、70年代初頭でも1.3ドルにとどまっていた。この間に物価上昇があったので石油の実質価格は低下したのである。それはエネルギーの消費内訳にも反映され、1950年には全世界のエネルギー消費の過半を占めていた石炭の比重が急速に低下した一方で、石油がや天然ガスの比重が増大した*51。ここで重要な点は、1960年のサウジアラビア、イラン、イラク、クウェート、ヴェネズエラ五カ国によるOPEC（石油輸出国機構）の結成は、メジャーと呼ばれたアメリカ系石油大企業の価格支配に対抗することが動機であったが、その後も長く低位な原油価格がつづいていたことである。この時点では、供給側の条件に対して需要の増加がまだ十分には追いついていなかった

*50人口動態に関しては、Ambrosius u. Hubbard (1986) 第1章も参照せよ。

*51石見 (1988)、表1-12。

ので、OPECの価格交渉力は強くなかったのである。

<技術進歩>

シエムペーター説が強調するように、技術革新の波が長期波動の上昇局面を特徴づける要因であることはたしかである。実際、高成長期には鉄鋼業におけるLD転炉など旧産業での技術革新が進展した他に、石油化学、電子工業など新産業が興隆した。ただし化学工業の発展の基礎が、ナイロン、合成洗剤など戦間期に築かれていたように、新技術は戦後になって突然出現したものではなく、戦前ないし20世紀の初頭の自然科学の知見を応用したものであった*52。また必ずしも第2次大戦期には限らないが、軍事上の必要がエレクトロニクス、コンピューターそして航空宇宙産業を発展させる契機になったことは否定しがたいだろう。

科学技術の面でも戦後の発展を主導したのはアメリカであった。西ヨーロッパ、日本との間に大きな技術格差があったことは、特許、技術使用料収支から推測される。アメリカが圧倒的に大きい黒字を記録していたのに対し、イギリスの黒字はわずかであり、ドイツ、フランスは赤字、さらにイタリアや日本に至っては1億ドル以上の赤字をであった(表5-6A)。従来は1930年代の保護主義や戦争によって技術移転の可能性はごく限定されていたのに反し、アメリカが、商業ベースではあれ、移転に寛容であったことが重要である。研究開発投資の額においても、まずアメリカが先導したが、伸び率においては西欧諸国や日本が上回っていた(表5-6B)。戦前に比べてむしろ拡大していた労働生産性の格差は、ヨーロッパや日本の高投資によって、また一部では西欧へのアメリカ系企業の進出によって、急速に縮小していったのである(表5-7)。

いうまでもなく技術革新の成果を享受するためには、教育水準向上が必要になる。戦後の先進諸国では工学系学生、技師の増加が顕著であった。また大量生産体制の一層の普及は経営技術の革新も促した。大企業を効率的に運営するために、事業部制が導入されたのはその一例である。いずれもアメリカが先行しそれをヨーロッパ、日本が追いかける構造であった。

*52 Landes (1969), 訳書、p. 619。

4. 1. 2 総需要の伸び

「黄金期」を通じて先進諸国の輸出依存度はさほど大きくはなかったので、需要面に着目するとまず重要になるのは内需である。戦後しばらくの間は、復興需要が成長を牽引していたことはたしかである。1950年代に西ドイツの成長率が高く、その後は相対的に低下したことも復興需要に関連させて論じられることがある。だが復興期が終わる頃になると、一般にケインズ主義、福祉国家の二つの政策理念がともに成長を促進する要因として登場したことは疑いない。第一に、政府が必要とあれば不況回避策をとるという期待が企業家心理に働いて、さもなければ不安定な投資を安定させる他に、第二に、財政を通じた所得再分配機能が低所得者層に購買力を付与し、国民経済全体として消費性向を高めたという可能性もある。裁量的政策のみならず、「ビルトイン・スタビライザー」が働く場合も民間消費を安定させたことは否定しがたい。ただしパイが大きくなる限り、その再配分に対する抵抗も弱くなるので、逆に、「福祉国家」は経済成長が順調に進行する中で達成されやすいという性格も備えている。

これら二つの安定装置は、大衆民主主義、あるいは議会内外における圧力団体の存在に支えられていた。国民各層の利益をすべて満たそうとすると、財政が膨張し、インフレ傾向が定着しやすいことはたしかである。こうした点を重視して、ケインズ主義や福祉国家がインフレを加速させ、ついには高度成長を破綻させたとする議論もある。しかし福祉増にともなう効率性の低下やケインズ政策の失効といった現象が問題になったのは、低成長へ移行した後のことであった。

<制度的枠組み>

ケインズ政策や福祉政策のみならず、労使間の協調体制が高成長に貢献したとみられることもできる。生産性上昇の成果を労働側にも配分する機構が形成されると、労働者の所得・消費の伸びが保障されるのみならず、労使関係が安定し資本蓄積が促進される*53。制度的には共同決定法や労使の中央交渉方式など西ヨーロッパで整備されたが、日本の春闘方式もその分類に入れてもよいだろう。大量生産体

*53Eichengreen(1996)。

制をとる企業では労働者に高賃金を支払い、大衆消費社会の出現に一役買ったという見解もある。フォード主義にしる、労使協調体制にしる、それが成功するためには、労使間に信頼感が前提になるが、その条件は60年代末葉から崩れていったのである。

もう一つの制度的要件として、「自由・無差別」な国際経済システムが存在した。この制度が貿易の伸びを促進したことは否定できないとしても、G A T Tに関連して述べたように、「自由・無差別」という点に関してはいくつか留保条件が付されねばならない。また戦後の成長が概して内需に主導されたことも留意すべき点であろう。なお、ブレトンウッズ体制の意義については、最後に改めて論じることしよう。

4. 2 高度成長の陰り

ケインズ政策は、その成功ゆえに破綻を準備したといわれる。すなわちインフレ期待や「大きな政府」が定着するにともない、実質賃金の下方硬直性や経済全般に非効率性が生まれ、それらが政策の有効性を大きく低下させたというのである*54。しかしケインズ政策は、なぜある時期まで有効であったのか、なにがその成功を導いた条件であったのか、またなぜある時期からその条件が消失したのか、といった疑問がうかんでくる。結論を先取りして述べると、供給面の好条件が総需要管理政策の成功を導いた要因であり、逆にこうした条件が失われると、ケインズの政策に限界があらわれたのである。

なかでも最大の変化は、1960年代後半から労働市場が逼迫したことである。戦後の高成長を支えた余剰労働力に限界がみえはじめるにつれて、労働組合の交渉力が増大した。さらに高度成長の下で育った若年労働者の間に、所得の上昇を当然視するという意識変化が生じていた。それにつれて下部組織で若年労働者の戦闘化が生じ、労組の上部ではこの動きを抑えきれなくなったのである。1968年にはフランスの「五月危機」や、ドイツ、イタリアに山猫ストが拡大し、「賃金爆発」とよばれる現象が注目された。西欧や日本など成長率の高い国ほど賃金上昇が加

*54 Boltho (1982), pp. 24-8.

速し、同時に物価のインフレ基調も顕著になった。もう一つの供給側の好条件であった石油は、しばらくの間、低価格が維持されていたが、70年代初頭に劇的な形で限界を迎えることになった。この点は章を改めて取り上げることにしよう。ともあれ、インフレの加速がケインズ政策の限界として意識されるようになったのである。

実際、1960年代末葉になると、インフレは従来のように「忍び足」ではなく、駆け足 (galloping) の様相を強め、70年代初頭には「狂乱」状態を呈するようになった (図5-5)。物価上昇幅が賃金の上昇を上回るかぎり実質賃金は低下し、利潤マージンは増大する。これはケインズ的な成長政策とも整合する事態であったが、労働市場が逼迫の度合いを強めるにつれて、労働組合が名目賃金ではなく実質賃金を交渉の目標とするようになると、重大な変化が訪れた。「利潤圧縮」説が強調するように、名目賃金の上昇率がインフレ率を上回り、実質賃金が上昇するようになる (図5-6) と、利潤マージンが圧縮される。利潤率の低下は投資を減退させ、経済成長を減速させる要因になるというのが、供給側に着目した説明である*55。実質賃金の上昇圧力を回避する一つの方策は、労働生産性の上昇によって生産物単当たりの賃金費用を削減することである。しかしインフレ傾向の下では、既存の設備を利用する「横への拡大」に比べ、生産性上昇をともなう投資への刺激が乏しかったと考えるよくだろう。

とはいえインフレは、国際収支の制約からマクロ政策による「調整」を迫られるので、無限に進行するわけではない。固定相場制下では外貨準備の減少がインフレ政策の歯止めとなるからである。ただしアメリカ以外の諸国の外貨準備はアメリカのマクロ経済状況に依存して増減するので、アメリカでインフレが進行すると各国のインフレはそれに同調する傾向があった。しかし「輸入インフレ」が進むと社会的歪みを大きくするので、やがて抜本的な対策が求められるようになった。

*55 Armstrong *et al* (1984), p. 235以下、Glyn, Hughes, Lipietz and Singh (1989), pp. 76 - 83。この説は、宇野恐慌論における好況末期の説明に通じるところがある。

4.3 ドル危機

ブレトンウッズ体制は、1960年前後まで理念から外れた「過渡期」の世界がつづいていたが、アメリカの援助や公的支出（軍事）によって「ドル不足」の解消に目処がついた時点で、西欧諸国や日本で為替の自由化がようやく実現した。しかしこれらの諸国が外貨不足の状態を脱すると、逆に「ドル過剰」が問題になった。

アメリカの金準備に対して外国通貨当局の保有するドルが「過剰」になると、ドルの金交換性に不安が広がり、国際通貨システムを動揺させたのである。1960年代にドルを蓄積したのは、イギリスを除く西欧諸国や日本などの先進工業国であった。アメリカが途上国に対して行った経済援助や軍事支出は、ヨーロッパ諸国の途上地域に対する輸出の好調によって、その大部分がヨーロッパに還流したのである。日本の場合はむしろ対米輸出によってドルを蓄積するという関係が強かった。もっともアメリカ側からみると、60年代には経済援助や軍事支出ではなく民間の長期資本輸出がドル流出の主因であった。この中にはE E Cの結成以来、加速されたアメリカ多国籍企業による対西欧の直接投資も含まれる。

戦後最初のドル危機は、1960年10月にロンドン金市場で金の自由価格が1オンス=41.6ドルにまで暴騰したことに現れた。アメリカの景気刺激政策がやがて「ドル過剰」を進行させるとの予想を生み、第1次ドル危機が発生したのである。アメリカ政府がドルの金交換性を保証している限り、ドルの保有者（外国通貨当局）はより安全な資産を求める必要はなかった。しかしアメリカの金交換政策に不信が生じると、ロンドン金市場でドルによる金買付が急増し、その取引価格は、公定価格、35ドルから大きく離れて上昇する傾向があった。このような意味で、ロンドンの金価格はドル信認のバロメーターであった*56。

この時のドル危機は61年3月にドイツ・マルク、オランダ・ギルダーの切り上げでさしあたり鎮静化した。その後、61年12月に発効した金プール協定は、金価格の高騰を再発させないように、ヨーロッパ諸国とアメリカが共同してロンドン金

*56以下、ドル危機に関して、楊井・石崎編(1973)、第6章、より詳しくはDam(1982)等による。

市場で金を売却することを定め、同時に外国通貨当局には金交換の自粛を要請した。こうした体制が効を奏して、その後しばらくの間は、金の自由市場価格は安定していたが、それもさほど長続きはしなかった。

1968年3月に訪れた第2次ドル危機は、前年秋のポンドの切り下げが次にはドル切り下げにも波及するとの思惑を生んだことが契機になった。1967年10月から始まったアメリカからの大量の金流出は、68年初頭に一時的に鎮静したが、再び68年3月にかけて金買付けがあまりに大量になった（ゴールドラッシュ）。もはや金ブール協定に基づいた放出では金価格を抑えきれず、ついに3月15日には協調介入の枠組みが崩壊したのである。これ以降、金は自由市場で決定される価格と、アメリカ通貨当局による公定交換相場の二重価格制（two-tier system）となった。今回も69年8月のフラン切り下げと10月のマルク切り上げを契機にして、さしあたりドル危機は鎮った。しかしニクソンの景気拡張政策でついに71年8月には金交換性停止にまで至ったことはよく知られている。もっともこれ以前にすでに68年3月の金二重価格制によって、金ドル本位制の根幹は崩れていたとみることできる。

ドルの金交換性に不信が生じたのは、60年代の半ばにアメリカの金保有額が外国通貨当局に保有されるドル準備を下回るようになった、換言すれば、金準備率が1以下になったからであるといわれる。しかし歴史的に比較すると、アメリカの金準備率は、第一次大戦前や戦間期のイギリスよりもまだ高位にあった。それにもかかわらず、ドル不安が生じたのは、金準備率の水準そのものよりも、この比率の持続的な減少傾向に原因があったというべきだろう*57。それは、アメリカが国際収支の調整を犠牲にしても、国内的安定（雇用問題）を優先させる政策をとり続けた結果であった。アメリカが国際収支を改善させようとする、最終的にはマクロ的な引き締め政策に訴えるしかないが、既述のように、ケネディ政権はむしろ種々の減税措置によって有効需要の増大を図り、ジョンソン政権の下ではヴェトナム戦費の支出と「偉大な社会」計画による福祉拡充で引締め政策には大きな制約があったのである。

アメリカ独自のドル危機対策として、アイゼンハワー政権末期からアメリカ製品購買（buy American）や、自国船舶による輸送（ship American）が勧告された。

*57詳しくは、石見(1995a)、第1章を参照せよ。

それに加えて、1963年には金利平衡税が導入され、借入コストを高めることによって資本流出を抑制しようとしたり、さらに1964年から対外投融資規制にまで踏み込むようになった。この規制は当初は自発的 (voluntary) な反応を期待するとされたが、後に強制的な措置に変わった*58。しかしこうした対策をもってしても、マクロ経済政策に代わる効果を期待できず、程なくしてドルの金交換性停止に追いこまれたのである。

国際通貨危機に対処する国際協力としては、既述の金プール協定の他にIMFの資金供与枠を拡充する増資や1962年にはIMFの一般借入れ協定(GAB: General Agreement to Borrow)も合意された。GABは、アメリカ、イギリス以外の先進諸国からその国の通貨を借入れる制度であり、これによってドル、ポンド以外の通貨による融資の可能性を広げる意義があった。一連の改革はやがて1967年9月のSDR (special drawing rights) の創設で頂点に達したが、その実施はやや遅れて1970年1月であった。このようにIMFの改革策が流動性 (対外支払準備) の増強に集中したのは、もう一つの可能性である為替平価の弾力化がブレトンウッズ体制の根幹をゆるがせることになるので、加盟国の抵抗が大きく、実現性に乏しかったからである。しかし固定相場制度もやがて崩壊が宿命づけられていた。

ブレトンウッズ体制が機能的に古典的な金本位制と異った点は、基軸通貨国 (アメリカ) とそれ以外の諸国の間にマクロ経済政策の非対称性がみられたことである。大筋においてアメリカは国内問題を優先させて、対外調整を軽視する傾向 (benign neglect) がみられた。このように「金ドル本位制」下では、基軸通貨国が引き締めになじまない体制になっていたことが高度成長との関連で重要である。というのは、アメリカ以外の先進諸国はブレトンウッズ体制の下で概して「ゲームのルール」に忠実であったからである。戦前の為替切下げ競争や戦中、戦後のインフレーション経験から、これら諸国は平価の変更 (切り下げ) には抵抗が強く、「ゲームのルール」を順守する傾向が強かった。逆にいうと、外貨準備が傾向的に増加しないと、金融緩和による成長促進が実現しないという制約があった。アメリカの持続的な国際収支赤字による流動性の供給が、他の諸国の「国際収支

*58この規制が最終的に撤廃されたのは、変動相場制に移行した後の1974年1月であった。

の天井」を高めることになり、「成長通貨」の供給を可能にしたのである。

アメリカが圧倒的な優位を誇っていた時期には、持続的な拡張政策がとられてもドルの信認は揺るがなかった。しかし西欧諸国や日本が「ドル不足」の状態を脱した段階になっても、有効な引締め政策がとられないと早晩、ドルの信認低下は避けがたかった。その意味では、基軸通貨国の経済力後退がブレトンウッズ体制の不安定性につながったが、それは世界的な成長の持続に必要な代償であったとみることも可能である。

表5-1 主要国の経済規模

A. GDPシェア対先進18カ国 (単位%)

| 年次 | 1870 | 1913 | 1929 | 1938 | 1950 | 1973 | 1989 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|
| フランス | 16.4 | 9.8 | 9.1 | 8.3 | 6.8 | 7.5 | 7.0 |
| ドイツ | 8.6 | 8.9 | 7.5 | 9.8 | 6.5 | 8.7 | 7.8 |
| 日本 | 5.8 | 5.0 | 6.2 | 7.9 | 5.1 | 13.9 | 16.7 |
| イギリス | 21.5 | 15.3 | 11.8 | 13.2 | 11.1 | 7.9 | 6.9 |
| アメリカ | 24.5 | 40.8 | 46.1 | 40.7 | 51.3 | 41.5 | 41.0 |

B. 輸出の対世界シェア (単位: %)

| 年次 | 1913 | 1929 | 1938 | 1948 | 1950 | 1960 | 1970 | 1980 | 1990 |
|----------|------|------|------|------|-------|-------|-------|------|------|
| フランス | 7.2 | 6.0 | 3.9 | 3.8 | 5.0 | 5.3 | 5.7 | 5.6 | 6.2 |
| ドイツ | 13.1 | 9.2 | 9.4 | 1.1 | 3.3 | 8.9 | 10.8 | 9.7 | 11.7 |
| イギリス | 13.9 | 10.8 | 10.2 | 12.1 | 10.0 | 8.0 | 6.1 | 5.5 | 5.5 |
| EEC (EC) | — | — | — | — | 15.2* | 23.2* | 28.3* | 34.1 | 39.6 |
| 日本 | 1.7 | 3.0 | 3.4 | 0.5 | 1.4 | 3.2 | 6.1 | 6.5 | 8.5 |
| アメリカ | 13.3 | 15.8 | 13.6 | 23.8 | 16.7 | 15.9 | 13.5 | 11.3 | 11.6 |

資料: Maddison (1991)、Table A-2より算出。League of Nations, *International Statistical Yearbook*, *Statistical Yearbook*, United Nations, *Yearbook of International Trade Statistics*.

表5-2 主要国の工業生産指数 (1938年=100)

| 年次 | アメリカ | カナダ | フランス | 西ドイツ* | イタリア | EEC** | イギリス | 日本 |
|------|------|-----|------|-------|------|-------|------|-----|
| 1947 | 216 | 184 | 92 | 34 | 93 | 67 | 118 | 26 |
| 1948 | 221 | 192 | 108 | 52 | 102 | 83 | 127 | 34 |
| 1949 | 204 | 196 | 118 | 75 | 109 | 98 | 135 | 45 |
| 1950 | 238 | 207 | 121 | 94 | 126 | 111 | 145 | 55 |
| 1951 | 256 | 222 | 134 | 112 | 144 | 127 | 152 | 76 |
| 1952 | 264 | 228 | 138 | 120 | 150 | 133 | 148 | 81 |
| 1953 | 230 | 244 | 135 | 130 | 165 | 139 | 157 | 99 |
| 1954 | 269 | 240 | 147 | 146 | 182 | 154 | 169 | 107 |
| 1955 | 299 | 261 | 160 | 170 | 198 | 173 | 179 | 115 |
| 1956 | 309 | 279 | 177 | 183 | 212 | 187 | 179 | 141 |
| 1957 | 311 | 278 | 192 | 195 | 227 | 199 | 182 | 167 |
| 1958 | 288 | 275 | 201 | 199 | 235 | 204 | 182 | 167 |
| 1959 | 326 | 298 | 209 | 208 | 261 | 215 | 194 | 197 |

資料：OEEC, *Industrial Statistics 1900-59*, Paris 1960, 日本は安藤編(1975)

より鉱工業生産。

註：*ザール地方を除く。 **1958年にEECを結成した6か国の数値。

表 5 - 3 成長率の歴史的比較 (年平均、%表示)

| 期 間 | 1820-70 | 1870-1913 | 1900-13 | 1913-50 | 1950-73 | 1973-87 |
|------------------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|
| G D P | | | | | | |
| 先進諸国 | 2.4 | 2.5 | 2.9 | 2.0 | 4.9 | 2.4 |
| 発展途上国 | 0.7* | 1.8* | 2.6 | 2.1 | 5.3 | 4.7 |
| 世界 | 1.0 | 2.1 | 2.8 | 2.1 | 5.1 | 3.4 |
| 1人当りG D P | | | | | | |
| 先進諸国 | 0.9 | 1.4 | 1.6 | 1.2 | 3.8 | 1.9 |
| 発展途上国 | 0.1* | 0.8* | 1.2 | 0.7 | 2.7 | 2.5 |
| 世界 | 0.6 | 1.3 | 1.4 | 1.0 | 3.2 | 2.2 |
| 輸 出 量 | | | | | | |
| 先進諸国 | | | 4.8 | 1.0 | 8.6 | 4.2 |
| 発展途上国 | | | 4.8 | 1.1 | 5.9 | 6.9 |
| 世界 | | | 4.8 | 1.1 | 7.4 | 5.5 |

資料：Maddison(1989), (1991), (1995), 等による。

註：*アジア、アフリカ、ラテンアメリカの単純平均。

表5-4 主要国の卸売物価指数(1953年=100)

| 年次 | アメリカ | カナダ | フランス | 西ドイツ | イタリア | イギリス | 日本 |
|------|------|-----|------|------|------|------|------|
| 1937 | 51 | 48 | 3 | 49* | 2 | 36 | 0.4* |
| 1948 | 94 | 87 | 65 | 90 | 104 | 73 | 36 |
| 1950 | 94 | 95 | 78 | 85 | 93 | 93 | 70 |
| 1955 | 100 | 100 | 98 | 101 | 100 | 105 | 98 |
| 1960 | 108 | 105 | 130 | 104 | 99 | 104 | 100 |
| 1965 | 111 | 114 | 145 | 109 | 113 | 111 | 102 |
| 1970 | 126 | 131 | 177 | 112 | 128 | 135 | 114 |
| 1975 | 200 | 224 | 278 | 153 | 246 | 335 | 178 |

註：*=1938年

資料：B. R. Mitchel ed, *International Historical Statistics*.

表5-5 アメリカ、ドイツ、日本の全政府支出 対GNP比 (単位%)

| | アメリカ | | ドイツ | | 日本 | |
|------|------|------|-------|-------|-------|-------|
| | (A) | (B) | (A) | (B) | (A) | (B) |
| 1944 | 52.3 | 11.6 | n. a. | n. a. | n. a. | n. a. |
| 50 | 24.7 | 18.3 | 29.0 | 24.1 | 23.3 | 20.4 |
| 60 | 30.0 | 20.3 | 22.6 | 19.6 | 17.7 | 16.7 |
| 70 | 34.1 | 25.5 | 29.1 | 26.2 | 19.0 | 18.2 |
| 80 | 35.0 | 29.5 | 50.4 | 47.6 | 29.4 | 28.5 |
| 85 | 39.0 | 31.9 | 49.8 | 47.0 | 27.9 | 26.9 |
| 90 | 40.2 | 35.7 | 47.3 | 45.1 | 28.7 | 18.8 |

註：(A)合計、(B)軍事費を除く。

資料：林、今井(1994), *Statistisches Jahrbuch 1993*, による。

表 5 - 6 技術開発と格差

A. 特許、技術使用料収支 (単位：100万ドル)

| 国名 | 年次 | 受取 | 支払 | 収支 |
|------|------|-------|-------|--------|
| 西ドイツ | 1964 | 61.6 | 150.9 | -89.3 |
| フランス | 1963 | 47.2 | 119.4 | -72.2 |
| イタリア | 1963 | 32.5 | 135.5 | -103.0 |
| イギリス | 1964 | 121.5 | 108.6 | 12.9 |
| アメリカ | 1964 | 550.0 | 87.8 | 462.2 |
| 日本 | 1963 | 5.9 | 130.2 | -124.3 |

資料：OECD, *Gaps in Technology, Analytical Report*, 1970, p.209, Table9.

B. 研究開発 (R&D) 支出の比重、成長率 (単位：%)

| 国名 | R&D/GNP* | 政府R&D/ 政府支出** | R&D 成長率** | 政府R&D 成長率** |
|------|----------|------------------|--------------|----------------|
| 西ドイツ | 1.4 | 1.5 | 13.2 | 18.0 |
| フランス | 1.6 | 2.7 | 17.9 | 14.0 |
| イタリア | 0.6 | 0.6 | 11.3 | 13.1 |
| イギリス | 2.3 | 3.5 | 6.9 | 5.8 |
| アメリカ | 3.5 | 7.8 | 3.9 | 1.2 |
| 日本 | 1.3 | 1.6 | 17.2 | 19.7 |

資料：United Nation, Economic Commission for Europe, *The European Economy from the 1950s to the 1970s*, 1972, Table 8-1, 2。

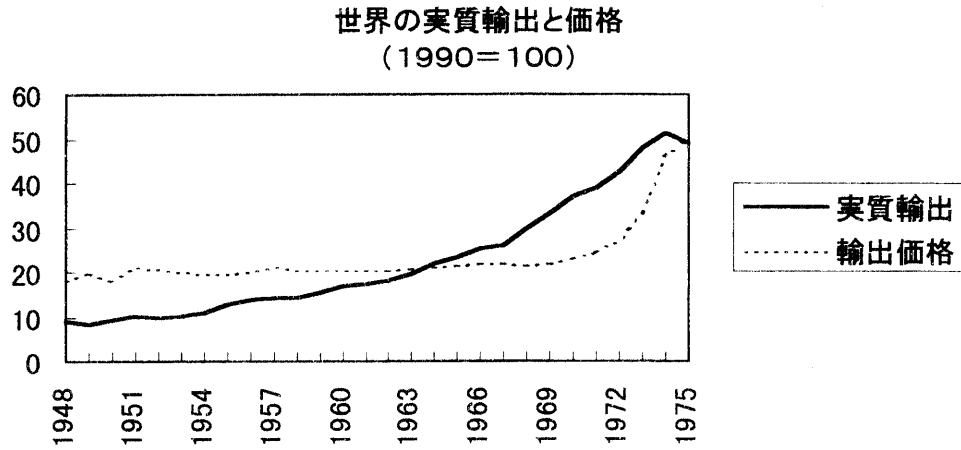
註：*1963年、**1963-67年、一部に1964-67年、63-66年。

表5-7 労働生産性の対米比較（アメリカ=100）

| 年次 | 1870 | 1913 | 1929 | 1938 | 1950 | 1973 | 1992 |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|
| フランス | 60 | 56 | 55 | 62 | 45 | 76 | 102 |
| ドイツ | 70 | 68 | 58 | 56 | 35 | 71 | 95 |
| イタリア | 46 | 41 | 38 | 44 | 34 | 66 | 85 |
| オランダ | 103 | 78 | 84 | 72 | 51 | 81 | 99 |
| イギリス | 115 | 86 | 74 | 69 | 62 | 68 | 82 |
| ヨーロッパ平均 | 69 | 59 | 57 | 56 | 46 | 70 | 87 |
| 日本 | 20 | 20 | 24 | 25 | 16 | 48 | 69 |

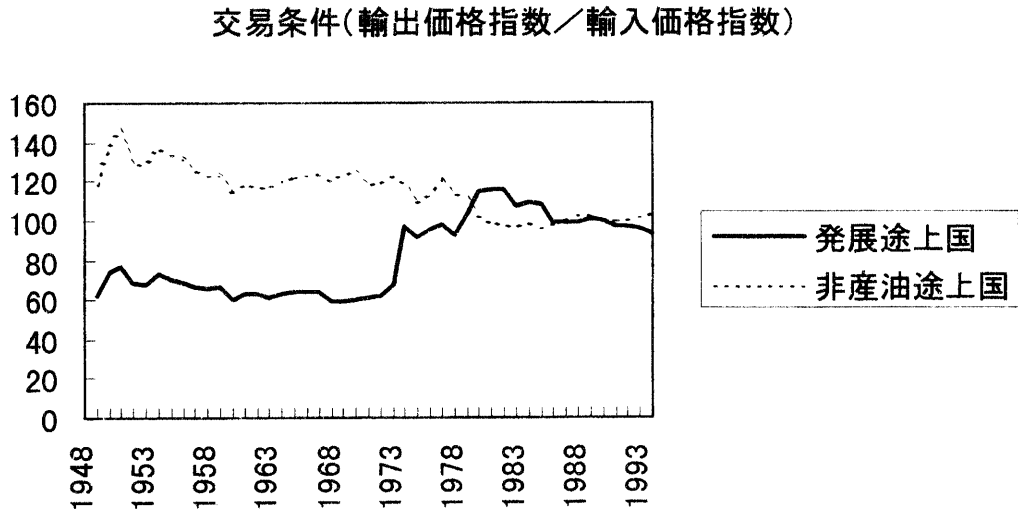
資料：Maddison(1995), Table2-7(a)。

図5-1 世界の輸出量と価格 (1948-75年)



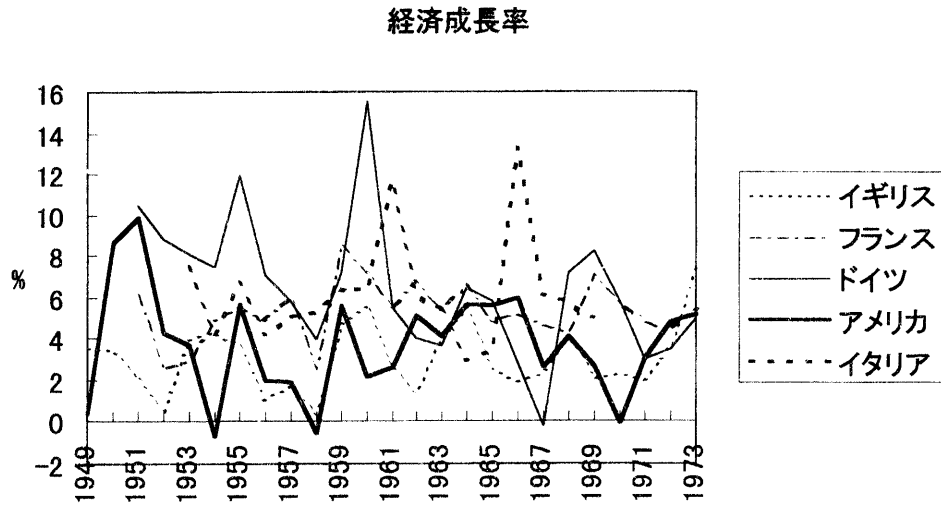
資料：IMF, *IFS*.

図5-2 発展途上国の交易条件 (1948-93年, 1990=100)



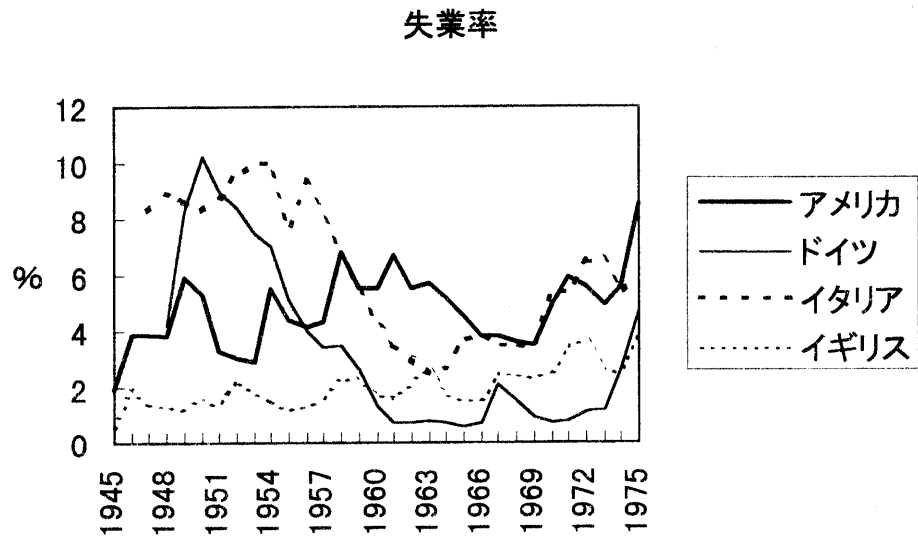
資料：IMF, *IFS*.

図 5 - 3 先進 5 カ国の経済成長率 (1949-1973年)



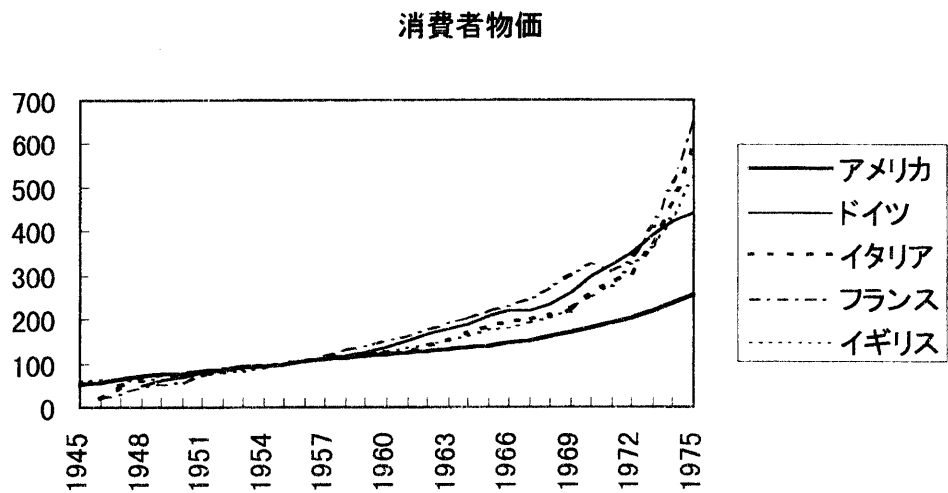
資料：IMF, *IFS*. Mitchell ed., *International Historical Statistics*,
Deutsche Bundesbank, *Deutsches Geld-und Bankwesen in Zahlen*.

図5-4 失業率の推移 (1945-75年)



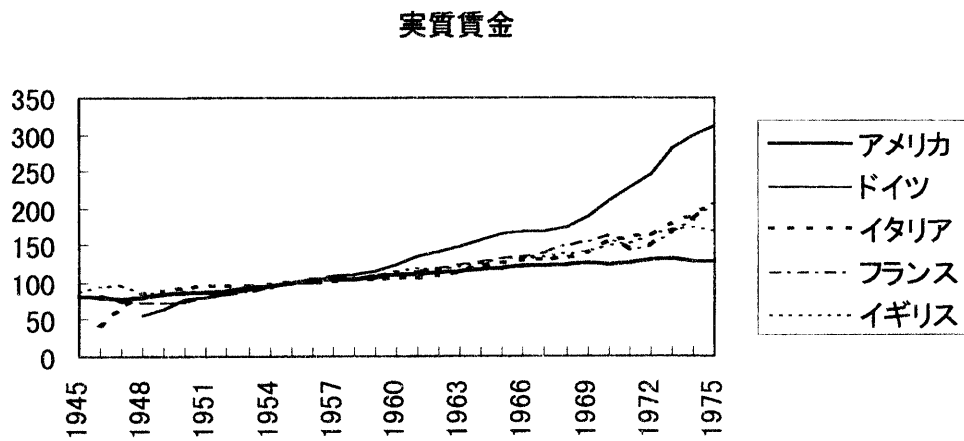
B. R. Mitchell ed., *International Historical Statistics*.

図 5 - 5 消費者物価 (1955年 = 100)



資料 : B. R. Mitchell ed., *International Historical Statistics*.

図 5 - 6 実質賃金 (1955年 = 100)



資料 : B. R. Mitchell ed., *International Historical Statistics*.

参考文献

安藤良雄編(1975)、『近代日本経済史要覧』、東京大学出版会

石崎昭彦(1990)、『日米経済の逆転』、東京大学出版会

石崎昭彦・佐々木隆雄・鈴木直次・春田素夫(1988)、『現代のアメリカ経済』
改訂版、東洋経済新報社

石見徹(1988)、「ヨーロッパ経済—構造と動態」、馬場宏二編、シリーズ世界経
済、Ⅲ『ヨーロッパ』、御茶の水書房

石見徹(1995a)、『日本経済と国際金融』、東京大学出版会

石見徹(1995b)、『国際通貨・金融システムの歴史』、有斐閣

石見徹(1996)、『国際経済体制の再建から多極化へ』、山川出版社

内田勝敏・清水貞俊編(1993)、『EC経済論』、ミネルヴァ書房

大内力(1991)、『世界経済論』、東京大学出版会

川田侃(1997)、『南北問題研究』、東京書籍

紀平英作(1996)、『パクスアメリカーナへの道』、山川出版社

小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎編(1984)、『日本の産業政策』、
東京大学出版会

佐伯尚美(1990)、『ガットと日米農業』、東京大学出版会

佐々木隆雄(1997)、『アメリカの通商政策』、岩波新書

田中素香(1982)、『欧州統合』、有斐閣

東京大学社会科学研究所(1984)、『福祉国家 I 福祉国家の形成』、
東京大学出版会

中村隆英(1978)、『日本経済』、東京大学出版会

林健久・今井勝人編(1994)、『日本財政要覧』第4版、東京大学出版会

原輝史・工藤章編(1996)、『現代ヨーロッパ経済史』、有斐閣

馬場宏二(1986)、「戦後資本主義」、馬場宏二編、シリーズ世界経済、I
『国際的連関』、御茶の水書房

宮崎犀一・奥村茂次・森田桐郎編(1981)、『近代国際経済要覧』、東京大学出版
会

楊井克巳・石崎昭彦編(1973)、『現代世界経済論』、東京大学出版会

吉川洋(1997)、『高度成長』、読売新聞社

Aldcroft, D.H. (1978), *The European Economy 1914-1980*, Croom Helm.

Ambrosius, G. und W.H. Hubbard (1986), *Sozial-und Wirtschaftsgeschichte Eur
opas im 20. Jahrhundert*, Beck, 『20世紀ヨーロッパ社会経済史』、肥前栄一・
金子邦子・馬場哲訳、名古屋大学出版会、1991年

Armstrong, Ph., A. Glyn and J. Harrison (1984), *Capitalism since World War II*, Fontana Paperbacks.

Block, F. L. (1977), *The Origins of International Economic Disorder*, University of California Press.

Boltho, A. ed., (1982), *The European Economy, Growth and Crisis*, Oxford University Press.

Caves, R. E. (1980), "The Structure of Industry," in M. Feldstein ed., *The American Economy in Transition*, University of Chicago Press, 宮崎勇監訳『現代アメリカ経済論(下)』、東洋経済新報社、1985年

Dam, K. (1970), *The GATT: Law and the International Economic Organization*, University of Chicago Press.

Dam, K. (1982), *The Rules of the Game*, the University of Chicago Press.

De Long, J. B. and B. Eichengreen (1993), "The Marshall Plan: History's Most Successful Structural Adjustment Program," in R. Dornbusch, W. Nö lling and R. Layard eds., *Postwar Economic Reconstruction and Lessons for the East Today*, MIT Press

Davenport, M (1982), "The Economic Impact of the EEC," in A. Boltho, ed., *The European Economy, Growth and Crisis*, Oxford University Press.

Eichengreen, B. (1993), *Reconstructing Europe's Trade and Payments, European Payments Union*, Manchester University Press

Eichengreen, B. (1996), "Institutions and Economic Growth: Europe after World War II," in N. Crafts and G. Toniolo eds., *Economic Growth in Europe since 1945*, Cambridge University Press

Hobsbaum, E. J. (1994), *Age of Extremes, The Short Twentieth Century 1914-91*, London. 河合秀和訳『20世紀の歴史』、三省堂、1996年

Gardner, R. (1969), *Sterling-Dollar Diplomacy*, New ed., 村野孝・加瀬正一訳『国際通貨体制成立史（上）、（下）』、東洋経済新報社、1973年

Gordon, R. T. (1980), "Postwar Macroeconomics: The Evolution of Events and Ideas," in M. Feldstein ed., *The American Economy in Transition*, University of Chicago Press, 宮崎勇監訳『現代アメリカ経済論（上）』、東洋経済新報社、1984年

Glyn, A., A. Hughes, A. Lipietz and A. Singh (1989), "The Rise and Fall of the Golden Age," in S. A. Marglin and A. J. Schor eds., *The Golden Age of Capitalism*, Oxford University Press, 磯谷明德・植村博恭・海老塚明訳、『資本主義の黄金時代』、東洋経済新報社、1993年

Landes, D. S. (1969), *The Unbound Prometheus*, Cambridge University Press, 石坂昭雄・富岡庄一訳『西ヨーロッパ工業史』、みすず書房、1982年

Maddison, A. (1989), *The World Economy in the 20th Century*, OECD

Maddison, A. (1991), *Dynamic Forces in Capitalist Development*, Oxford University Press

Maddison, A. (1995), *Monitoring the World Economy*, OECD

Pollard, S. ed. (1990), *Wealth and Poverty*, London:Harrap, 『20世紀の歴史
経済 (上)、(下)』、竹内宏監修、平凡社、1992年

Postan, M. M. (1967), *An Economic History of Western Europe 1945-1964*,
London, 宮下武平・中村隆英監訳、『戦後ヨーロッパ経済史』、筑摩書房、1969
年

Stein, H. (1984), *Presidential Economics*, Simon and Schuster,
土志田征一訳、『大統領の経済学』、日本経済新聞社、1985年

Svennilson, I. (1954), *Growth and Stagnation in the European Economy*, Gen
eva: United Nations.

Van der Wee, H. (1986), *Prosperity and Upheaval, The World Economy 1945-1
980*, University of California Press.